

令和元2年3月第4回亶理町議会定例会会議録（第3号）

○ 令和2年3月3日第4回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

- | | | | |
|------|--------|------|-------|
| 1 番 | 小野 一雄 | 2 番 | 鈴木 邦彦 |
| 3 番 | 高野 進 | 4 番 | 結城 喜和 |
| 5 番 | 安藤 美重子 | 6 番 | 大槻 和弘 |
| 7 番 | 鈴木 秀一 | 8 番 | 小野 明子 |
| 9 番 | 佐藤 邦彦 | 10 番 | 木村 満 |
| 11 番 | 森 義洋 | 12 番 | 渡邊 健一 |
| 13 番 | 澤井 俊一 | 14 番 | 佐藤 正司 |
| 15 番 | 鈴木 高行 | 16 番 | 熊田 芳子 |
| 17 番 | 鈴木 邦昭 | 18 番 | 佐藤 實 |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ど も 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	奥 野 光 正
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見
代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

会議に先立ち、町長からの発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長。

町長（山田周伸君） 本日の本会議に先立ち、本町における新型コロナウイルス感染症対策の取り組み状況につきましてご報告を申し上げます。

初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症対策に当たり、佐藤議長を初め議員各位のご理解とご協力によりまして、感染拡大防止対策としましての本会議等でのマスク着用のほか、町立小学校・中学校の休業対応による緊急時に本会議を退席させていただくことにつきまして、ご配慮の上、許可をいただきましたことに、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本町における新型コロナウイルス感染症対策の取り組み状況につきましては、対策本部等の会議の関係から申し上げますと、まず課長級職員を参集範囲とする臨時庁議を2月3日に開催したほか、2月17日には塩竈保健所岩沼支所、亶理郡医師会、町担当課であります健康推進課の3者による情報共有会議を開催しております。

これを経まして2月18日に、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、これまで4回、2月18日、2月26日、2月28日、3月2日に本部会議を開催し、厚生労働省や宮城県から示されました最新の情報について共有を図り、各分野においてそれを踏まえた対策を検討し実行に移してきたところでございます。

昨日開催をいたしました対策本部におきましては、県内での感染者が確認されたことを受けまして、これまでよりも一歩踏み込んだ対策を実施をすることを決定いたしました。

その内容を申し上げますと、1、町民に対して感染症対策の徹底、発熱等の風邪

症状が見られた場合の休暇取得、外出の自粛等について回覧・ホームページにより周知をすること。2、町民に対して会合等の自粛を要請すること。これは、今後開かれる予定であります町内会の総会等も含む内容でございます。3、図書館・公民館・体育館等を3月末日まで臨時休館とすること。4、町主催会議等の自粛、町職員の感染予防対策に関すること。これらの4項目を速やかに実施するよう職員に指示をしたところでございます。

現在のところ、宮城県内におきましては、感染経路が判明しており、市中感染は確認されていないことから、感染の流行を早期に終息させるためにも、感染予防・感染拡大防止の対策を徹底して行うことが重要な時期であると捉えております。

今後におきましても、状況変化に応じた最適な対策を講じるため、引き続き情報の収集を積極的に行いながら、町民の皆様の不安の払拭、感染防止、感染拡大防止のための対策を的確に講じてまいりたいと考えております。

町といたしましても、2月27日の政府の対策本部会議におきまして、安倍総理のほうから小学校・中学校・高等学校の休業の発表以来、平常時から非常時に移行していると認識をしているところでございます。

また、昨日の政府専門家会議の記者発表でもございましたが、若者が感染を意識せずに、重度の症状が出ないために、それによってさまざまところで2次感染が起こっているという話も出ておりましたので、今後とも町民の皆様に、特に若い人たちの行動を自粛いただくような案内もあわせてしてまいりたいと考えているところでございます。

議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより本日の会議を開きます。

まず、感染症の拡大防止のため、出席者はマスクを着用することを許可しております。なお、本日より傍聴席での傍聴を中止いたします。また、緊急対応が生じた場合、説明員の退席を認めます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、17番 鈴木邦昭議員、1番 小野一雄議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

2番。鈴木邦彦議員、登壇。

〔2番 鈴木邦彦君 登壇〕

2番（鈴木邦彦君） 2番、鈴木邦彦です。通告に従い一般質問をいたします。今回、2つの項目について質問いたします。

まず、1項目目、学習指導要領改訂に伴う対応策についての本町の取り組みについてであります。

学校教育は、令和2年度より小学校が、中学校においては令和3年度より、新たな学習指導要領に基づき全面実施されます。新学習指導要領は、これまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識や理解力、質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力をはぐくんでいくことが重要とことから、1、知識及び技能、2、思考力・判断力・表現力等、3、学びに向かう力・人間性等の3つの柱で再整理をし、子供たちが何ができるようになるかを明確にししながら、何を学ぶのかという学習内容が取り入れられる内容となっております。

しかしながら、小学校5・6年で教科としての外国語の導入やプログラミング教育の導入など、学校現場における教員に大きな負担となることが懸念されております。これまで学校現場においては、さまざまな準備がなされていると思いますが、今回の改訂について、本町の方針について伺います。

まず、（1）であります。今回の学習指導要領の改訂に向けての取り組み状況と課題について、教育長の所見を伺いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうは学務課の担当になりますので、教育長のほうより答

弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） それでは、鈴木議員のほうからご質問があったことについて回答申し上げます。

学習指導要領の取り組み状況につきまして、学校に取り組みを促したこと6点、教育委員会として取り組んできていること4点、そして課題2点についてお話を申し上げます。

まず、学校についてでございますけれども、第1点目が、学習指導要領改訂の趣旨及びその特徴的な内容の理解を図ること。2点目が、先行実施しております道徳科の授業の充実を図ること。3点目が、移行期間における授業改善、特に主体的・対話的で深い学びを視点とした授業改善に取り組むこと。4点目が、新教育課程編成に係る授業時数の確保と週の時間割の見直し。5点目が、年間指導計画の作成。そして6点目が、各種表簿等の検討、特に指導要録ですとか通信表の内容を検討するように指示をしているところでございます。

教育委員会といたしましては、4点取り組んできております。

1点目が、外国語活動及び外国語教育への準備。2点目が、ICT環境及び機器の整備計画の検討と実施。3点目が、教員を対象にした研修会の開催。4点目が、授業日数の見直しであります。

学校及び教育委員会でそれぞれ取り組みを行った中で、課題としては2点挙げられます。

まず、第1点目は、継続して授業改善に取り組んでいくこと、取り組ませていくこと。2点目が、教育環境の整備を図ることでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） ただいま教育長より所見をいただいたわけではありますが、新学習指導要領によりいろいろな課題がある中で、学習項目や授業時数が増加することで、教員に大きな負担となることが懸念されます。私は、これからは特に小学校の先生方の精神的な面において、非常に心配であります。

そこで、質問の（2）に入りますが、小学校において外国語が導入されることの対策として、本町中学校英語教師の兼務化を図れないかということなのですが、この問題提起は、本町にとって前例のないことでありますが、仮に5年生・6年生の

担任の先生が病気やけが等で長期離脱を余儀なくされたとき、教務主任か教頭がそのかわりをするか、あるいは教員OBを探すかということになると思うのですが、外国語をやるとなると、探すことは非常に難しくなると思うのです。まして国では、小学校に専門の英語科の先生の配置はしていません。そのことについて、1つの打開策として提案させていただきました。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 中学校の教員が小学校との兼務については、教員の働き方改革が行われている中、これを恒常的に進めるには、中学校の教員の持ち時数の面で物理的に無理であると考えております。

今時点では、小学校に英語科の加配教員の配置をお願いするとともに、民間の語学指導助手の配置を活用しての授業の実施、さらには文部科学省において小学校の外国語活動の充実に当たっては、新教材の整備、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援するということになっておりますので、これらを注視しながら、児童生徒のために本町でできる範囲で外国語教員の充実に努めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 前教育長の岩城教育長は、この学習指導要領が示されたときに、校長会等で、小学校と中学校の教員同士の交流を図る機会を多くできないかと、校長先生方に打診しておりました。その目的は、1つは外国語対策のため、もう一つは中1ギャップを埋めるためでありました。

兼務化は本当に難しいものであると私も思いますが、兼務化が難しいのであれば、小・中教員による外国語ワーキング会議を多く開催し、教員の不安を少しでも軽減できるような対策を講じていただきたいと思います。教育長、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） このたびの新学習指導要領完全実施よりも前に、やはり小・中が連携して、中1ギャップを埋めるためには小・中連携で取り組んでいくことが必要だということで、実は一昨年前から、亘理中学校区においては小・中連携事業が紙ベースできちんと計画を立てて動いております。ほかの小・中においても、小・中連携事業が動いておりますので、前回の校長会議の折に、それぞれの中学校区において小・中の連携事業をきちんと計画するようにと指示をしたところであります。

また、英語につきましては、中学校の教員が毎回、また毎時間というわけにはいきませんが、特に2月においては中学校の教員も時間がある程度あきますので、小学校のほうに行って授業をして、中学校の英語の授業の形というものを小学校の特に6年生の児童に指導をして、中学校の授業になれるというふうな時間をとっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。今後、小学校の外国語の、英語ですね、の対策として、町として考えていかなければならないことは、先ほども言いましたけれども、中学校英語教師とのまず連携、それからALTの有効活用、それから電子黒板の利活用と考えております。どうか町の支援について考えていただきたいと思ひます。

次に、（3）プログラミング及びAI教育対策において、パソコン環境が必要であるが対策はとっているのか、また、専門性が高く教員の負担増が考慮されるが、対策として民間を活用するなどの外部講師の活用の可能性についてお伺ひいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） ICT教育のその環境については、令和元年12月13日に閣議決定され、さきの臨時国会で、令和元年度補正予算案が可決され、「GIGAスクール構想の実現」に関する事業が新たに創設され国庫負担制度になりました。

事業内容については、「校内通信ネットワーク整備事業」は、校内LAN整備工事となり、高速大容量の通信ネットワークについて、2分の1の国庫補助対象になり、予算執行は本年度工事しました冷房設備対応臨時特例交付金と同じスキームになります。

今議会に提案し令和元年度の補正予算で計上し、令和2年度に繰り越しで工事を行う予定になります。

また、「児童生徒1人に1台端末の整備事業」は、「児童生徒3人に1台」の整備は地方財政措置対象となり、「児童生徒3人に1台」を超えて「児童生徒3人に2台」及び「児童生徒1人に1台」整備する場合は、1台4万5,000円を上限に補助対象になります。

そして、児童生徒用コンピューターについては、国の目標では、「児童生徒1人

1台」にする期間が令和5年度までになっております。それに合わせて本町でも計画的に「児童生徒1人に1台」になるように整備する予定で考えております。

次に、外部講師の件につきましてですけれども、プログラミング教育の充実を図る上で、企業や団体や地域等と積極的に連携し協力を得ることは大変有効であると考えておりますが、費用の面を考えるとすぐに実施は難しいと思いますので、教職員の研修等への参加を積極的に促すことや、文部科学省の「小学校プログラミング教育の手引」を活用して充実を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 今回の議会において、小中学校のLAN整備に関する補正が組まれていたので、私自身は安堵をいたしました。実は3年前に、この学習指導要領が改訂されることを見越して、各小中学校にLAN整備に関する予算を当初予算に計上した経緯があります。しかし、町で国に補助申請したLAN整備事業は採択にならず、よって当初に計上した予算を落とさなければならなかった事態が生じたわけがあります。そういった意味では、今回はよかったなと感じております。

今教育長より、民間を活用した外部講師についての答弁がありました。大変難しいということですが、小中学校の教員の中でどれくらいパソコンに精通した教員がいるかわかりませんが、プログラミングとなれば高校の情報科の教員でもそう多くはないと思います。民間を活用したICT支援員、これは全国でもいろいろ入れている市町村がございます。ICT支援員の登用を考えていただきたいと思いますが、再度教育長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） プログラミング教育の狙いは、コンピューター、それから端末の操作自体もそうですけれども、それ以外にも実は狙いがあるわけですし、例えば物事を順番に解決するときには自分で計画を立てて解決を図っていきながら、途中でそれが難しい場合は、また途中に戻って新たな解決策を探ると、そういう思考、これはプログラミング的思考というのですけれども、これもこのプログラミング教育の中には入っております。

もちろん端末を使った教育というのは非常に効果的であるかなというふうに考えておりますけれども、まず教職員がそのコンピューターというもの、端末というふ

うに考えていただければいいかと思うのですけれども、その端末の操作になれることが第一だろうというふうに考えておりますので、令和2年度の予算要求におきまして、それぞれ各学級に1台の端末を整備するような形で予算のほうを議員の皆様にご提案して、それをお認めいただくような形で今進めております。

また、民間におきましても、無償でそれらの研修会を開催する民間の団体もございますし、現在、県の総合教育センターのほうに情報教育で1年間専門研修に行っている教員がおりますので、その教員を活用して次年度早々には、その端末を使った教員向けの研修会を何回か開催して、まず教職員がその端末になれること、そしてLANの工事が終了した段階で、現在ある端末を使って子供たちに指導してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） よくわかりました。先ほど教育長の答弁の中にもありましたけれども、今国会が開かれている中で、ICT関連予算の質疑の中で、安倍首相はGIGAスクール構想について答弁し、小中学校の児童生徒一人一人にパソコンを与え使用させるということを答弁しておりました。

先ほど令和5年度まで導入ということだったのですけれども、ただ、1つ危惧することがあるのですが、それは本町のやはり財政事情であります。今、本町の児童生徒数は2,550名ぐらいですね。そういったことで、文部科学省の予算措置は補助率は通例3分の1であります。エアコンのと同じように、先ほど教育長の答弁ありましたけれども、国においては特例の地方財政措置がなされると思いますが、それでもやはり財政負担は大きくなると思われるのです。

そこで、町長にお聞きします。財政負担が大きくなると思いますが、GIGAスクール構想に速やかに申請し、全ての小中学校にパソコン環境を早く整備してほしいのですが、そういったお考えはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま鈴木議員のほうからGIGAスクール構想に早急にというお話がございましたが、いろいろ私も実は考えております。といたしますのは、ここに一気に、5年度まではそれを進めるつもりでございますが、一度に大量の機器を導入した場合、更新時期も一気に来ます。それを考えますと、やはり年度を置きながら、3年、4年をかけながら、全ての生徒たちに当たるように準備していくのが

得策ではないかというふうに考えておりました、現在のところ、令和5年度ですか、までにそろえるという方向で進めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 私としては、できれば小学校6校、中学校4校、まとめて入れていただければ、それだけ教育の格差とまでは言いませんけれども、そういったものが生じないのかなというふうに思いますので、できるだけ財政事情もありますけれども、できるだけ早く、やはり子供たちにそういったものを与えてやっていただければと思います。

東京の23区の中ではもう既に全部、全てパソコンが入っております、そういった授業というのを展開されております。ここの議会の中でも学力調査云々ということで何回もいろいろ質疑がありますけれども、そういったことで、もう既にやっているところとやっていないところの差がやはり生じているのは確かでございますので、できれば、できるだけ早く申請をして、そういった教育環境を整えていってほしいなというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

次に、（4）の道徳教育で求められる評価方法について伺います。全ての教科にも文部科学省で示す指導書によって対応がなされると思いますが、これまで個々の児童生徒の道徳の評価を行ったことはありませんでした。現場の教員にとってはかなり難しいものになることが予想されるため、この質問をいたしました。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 平成28年7月22日、道徳教育に係る評価等のあり方に関する専門家会議の報告では、道徳科の指導方法については、単なる話し合いや読み物の登場人物の心情の読み取りに偏ることなく、道徳科の質的転換を図るためには、学校や児童生徒の実態に応じて、問題解決的な学習など質の高い多様な指導方法を展開することが必要であるとされております。

そして、報告書にある道徳科における評価の基本的な考え方は、児童生徒の側から見れば、みずからの成長を実感し、意欲の向上につなげていくものであり、教師の側から見れば、教師が目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料になること。道徳科の特質を踏まえれば、評価に当たっては、数値による評価ではなく、記述式とすること。個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏

まえた評価とすること。ほかの児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒が
いかに成長したかを積極的に受けとめ認め、励ます個人内評価として行うこと。学
習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的
価値の理解を自分自身とのかかわりの中で深めているかといった点を重視すること。
道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取り組み状況を一定のまとまりの中
で見取ることが求められること。これをもとに評価している状況であります。以上
でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 道徳に関する評価の内容はよくわかりました。私がちょっと懸念す
ることが1つあります。観点はちょっと違うのですけれども、教師が、担任がです
ね、個々の児童生徒の評価をする場合に、教師自身の道徳観とか倫理観が問われる
と思うのです。こういった言い方は現場の先生方に大変失礼なことかもしれませんが、
これからはいろいろと今以上に問われると思うのです。今後、学校長の個々の
教員に対する指導や評価が大変重要になると思うのですが、そのことに関して教育
長はどうお考えになりますか。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 指導する教員によって、その評価の内容が違ってくるのではないか、
それについてどうかということかと思えますけれども、それを防ぐための研修会で
あったりとか、それから学習指導要領の内容の共通理解であったりとか、そして文
科省も初め、さまざまなところから、その評価のあり方について、また指導のあり
方について指導が出ておりますので、それをもとにさらに教職員が研修を重ねて、
いわゆる恣意的な評価がないようにしていかなきゃならないなというところでご
ざいますので、今後、さまざまな会議の中で教職員にはそれを指示、または研修会を
通して浸透を図っていきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） いずれにしろ、今回の学習指導要領改訂に伴う現場の教員にとって
大変な負担増を感じていることと推察されます。小学校の現場では特に5・6年生
の担任をしたくない、持ちたくないという声も聞かれておるのだそうです。少しで
も教員の負担軽減がなされるようお願いするとともに、町の財政負担についての対
応をお願いしまして、1項目目の質問を終わります。

次に、大きな項目の2番目、亶理町鳥の海公園多目的広場及び鳥の海公園サッカー場の整備計画・利用計画についてであります。 (1) の亶理町鳥の海公園多目的広場であります。具体的な利用計画が示されておりません。あの広大な面積を有する公園の利用計画をどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 現在整備中の多目的広場については、今年度3月末の完成を予定しておりますけれども、管理棟や駐車場、管理道路等の位置関係もはっきりし、全体像が確認できるまでになってきております。多目的広場の日常的な利用用途については、グラウンドゴルフやパークゴルフの体験ができるようにするほか、一般の方々の憩いの場や各種のイベント会場、またレクリエーション広場としての利用を考えておりましたが、具体的な利用計画につきましては、これからの作業を予定しております。第1段階としてスポーツ推進審議会を2月25日に開催し現地を視察した後に、各委員から意見をいただいているところであります。

また、グラウンドゴルフ協会を初め各団体からの意向や意見を徴収した上で、具体的な利用計画を策定する予定としております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 今、教育長と申しますか、教育委員会での答弁がありましたが、この利用計画を立てる際、教育委員会と申しますか、生涯学習課のみで話し合われたのですか。ちなみに先ほどスポーツ審議会等ではありましたが、スポーツ審議会ではどのような話がなされたのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 審議会の内容等どのような話題が出たかについては、生涯学習課長のほうからお答え申し上げます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 2月25日に開かれましたスポーツ推進審議会でございますけれども、結論はまだ、意見等はいろいろ出てきたのですけれども、最終結論までは至ってございません。それで、委員のほうからは、継続審議ということで、これから何回か、数回開催するということで了解を得てございます。

ただし、意見の中では、他県の成功事例とかそういうこともちょっと資料として今後出してもらって、そういう成功事例を審議していくのも1つの手段ではないか

というようなご意見をお伺いしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 私は思うのですけれども、荒浜という地区全体を考えた場合に、定住促進を図ることはもちろんですが、いかに交流人口をふやしていくことが求められているんだなということは思います。観光の面もありますので、これは町全体でアイデアを出し合っただけの対応が必要と考えますが、いかがですか。そもそももともとの計画でなくなってきたという経緯もあるので、なおさら私はそう思うのです。生涯学習課だけにその責任を負わせるのはどうかと思うんですよ。

また、ここ数年の施設の管理状況を見た場合、生涯学習課の比重が大きく多くなってきていると感じています。最近では、防災広場までもグラウンドゴルフをするからといって生涯学習課で施設管理を対応しておりますが、生涯学習課にそれだけの人員の適正な配置がされていればいいのですけれども、今の現状を見ますと、適正な配置とは言えない状況と私は考えています。

2つの件、設置者である町長のお考えをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま鈴木議員のほうからのご質問でございますが、やはり1つの課で対応をするのではなくて、複数の課、さまざまな利用計画がございますので、それを含めた複数の課で今後プロジェクトチーム等をつくりまして推進を図ってまいりたいと、利用推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 私は、あの広大な、5.5ヘクタールあるということなのですが、あの広大な広場を目の当たりにした際に、私自身は、川崎町にあるみちのく杜の湖畔公園の多目的広場をイメージしました。あそこはシーズンになると、もう家族連れが小さなテントを持ち寄って、ちびっ子が遊べるスペースとか、自転車をこげるロードとか、3人制バスケットボールのコートとか、ローラースケートができるとか、1日中家族連れが楽しんでいきます。もちろんあのシバザクラとかそういう花を見に来る方もいらっしゃいますけれども、多目的広場におりていくと、もう本当に家族連れが1日中戯れている。そういう状況にあるんですね。

しかし、私が見る限り、本町の多目的広場には、子供が遊ぶ遊具すらありません。小さな子供連れの家族が訪れた際に、非常に残念になると思うのです。町長の考え

を再度お聞きします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今後、この多目的広場に関しましては、特に私の考えでは、民間の力も活用させていただきながら、あそこの隣には佐勘さんが経営している「わたり温泉鳥の海」がございます。そういう力もおかりしながら、そのほかの民間活用も今後、7月には海水浴場もできますし、そちらのほうも民間活用をしながらというふうを考えているところでございますので、その辺を含めまして全体的な利用計画、そして交流人口拡大につながるような利用方法を検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 次に、（2）に移ります。これは（1）の質問に関連することではありますが、私の意見というか、そういったものが多分に含まれております。ドッグラン広場を設ける考えはないかということなのですが、先日、現在建設中の広場を見に行った際に目にしたのですが、そこには広場利用の際の注意書きが既に記載されている看板がありました。

そこには、ゴルフ練習はしないこと、ドッグランをしないこと、ドローンを飛ばさないこと等が記載されておりました。それだけやる方が多いのだろうと推察されます。ゴルフ練習は危険性が非常に高いので、議論するのはもう論外だと思いますが、ドッグランはむしろ規制するのではなくて、広場の一角にそうした施設を設けたらと思いました。

荒浜に来るためには車が必須条件であります。まして昨今、愛犬家が多くて家族の一員として一緒に行動をとるようになってきていることから、この提案をしたものです。見解を伺います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 現時点において、多目的広場内にフェンスなどの囲う構造物が必要なドッグラン広場を設置することの想定はしておりませんが、交流人口拡大を図る上では非常に参考となるアイデアの1つとして捉えることができると考えております。間もなく荒浜地区内における利用が決まっていない跡地の土地活用について、プロジェクトチームを立ち上げる予定がございますので、その中で具体的な検討を図ってまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 町営の公園でドッグランを持つということはそうないと思いますので、話題性があると思います。ぜひ検討していただけたらと思います。

ただ、今の答弁で、先ほど教育長もありましたし、町長からもあったのですけれども、プロジェクトチームとか民間活用とか、そういったお話があったのですけれども、最初からそういった話で物事を進めていってほしかったなというのが今現状です。生涯学習課が審議会を開いてどうのこうのと今答弁がありましたけれども、それだったら最初からこういったチームをつくって対応できればよかったのかなというふうに今思います。

先ほど私、ドッグランの提案をしましたが、私のちょっともう一つの提案、これはちょっとおもしろいかもしれませんけれども、犬の障害物競走、アジリティというのですけれども、アジリティの会場に提供すれば、非常に話題性があっておもしろいと思うんですね。アジリティの世界大会なんかもあるのですけれども、震災前に名取の飛行場の前で練習をやられている方が世界大会に出ていい成績をおさめているような、そんな人も宮城県の中にいらっしゃるんですね。そういうことも話題性があっておもしろいと思います。

また、昨年、町長は、自転車競技を誘致し大変好評だったと聞いております。その大会はそれをやられている愛好者からの申し出があったからですよ。自転車を愛好している方に聞いてみると、例えば丘を使ったレースとかが考えられるのだそうです。いずれいろいろな団体とかにご意見を幅広く聞いて、遊び心を持って、そしてアイデアをいっぱい引き出して利用計画を立てていただければ幸いと思いますが、町長の再度、ご見解をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 私は荒浜地区というか、そういう観光とか交流人口の拡大におきまして一番大切なのは、非日常を創生するということだと思います。日常からちょっと離れた非日常的な空間がソフト的にもできれば、黙って交流人口の拡大が図れるというふうに考えておりますので、先ほど議員のほうからお話がありましたアジリティ、もしそのような話があれば、詳しく話をお聞きしまして判断していきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後の質問に入ります。鳥の海公園サッカー場にナイター設備、更衣室を設ける計画はないかということなのですが、当初予算が審議される、この3月議会にこのことを一般質問することは、私自身ちょっとためらいはありましたが、今後前向きに検討していただきたく質問するものでございます。見解をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 鳥の海公園のサッカー場のナイター設備と更衣室の設置については、以前から計画としては持っておりましたけれども、単費での設置では難しいと考えており、スポーツ振興くじ助成金、いわゆるt o t oを使って整備を模索しているところであります。t o t oについては平成29年度に鳥の海公園サッカー場の人工芝生化事業として助成を受けており、以後、3年間は助成金の申請をすることができないこととなっておりますので、早くても令和3年度分の申請になるだろうというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 今、以前から計画してあったと、そういうようなお話があったので、とてもうれしく思います。

また、町長は以前、角田にあるグラウンドのナイター設備を視察されておりますけれども、そのときの印象はいかがだったでしょうか。ちなみに亙理のサッカー場を常に利用している団体からは、町長が見に行ったということだけですごく期待しておるのですけれども、その辺の、見に行った視察の印象をちょっとお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） たしか平成30年の秋に、アイリスオーヤマのサッカーグラウンドを視察をさせていただきました。発電機を使用したナイター設備で、明るさも十分にとれまして、通常の電気を引くとなるとキュービクルの設備とか、そういうのもすごくかかるということで、低コストに発電機でナイター設備をした場合は抑えられると。

あと、設置費用面におきましても、ざっくりですが、既存のナイター設備をつくった場合は、最低でも8,000万円程度かかる、それが半減まではいきませんが、大分抑えられるということがわかりました。

あと、ランニングコストに関しましても、常々の基本料金が要らずにできるとい

うことで、発電機によるナイター設備というのも可能かなと思っておりますが、これにつきましてもなかなか、先ほどからお話ししているように単費では難しいのでございますので、t o t oの補助を申請をする予定にしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 生涯学習課に聞きますと、現在のサッカー場の利用は、土日・祝祭日はほとんど利用されていると報告を受けました。サッカー場の人工芝の補助を受ける際、宮城県サッカー協会からいろいろアドバイスをいただいたのですが、利用するチームは県サッカー協会ととにかくあっせんできるので、環境を整えてほしいと言われております。夜間に試合及び練習ができるようにするために、そのナイター設備と、さらに特に女子チームをあっせんするためには、決して立派なものでもないので更衣室が必要だということを言われております。

亘理町はインドアスポーツに関しては、夜間、町民体育館を初め小中学校の体育館を開放して多くの町民の皆さんが利用されています。もちろんだの体育館にも更衣室はあります。しかし、アウトドアスポーツに関しては、都市公園の野球場にナイター設備と亘理町中央児童センターにあるだけであります。まして更衣室などはどこにもありません。サッカー場のほかに利用者が多い都市公園のテニスコートも、利用者から多く待ち望まれております。

どうか今後、前向きに検討していただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦彦議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時ちょうどとします。休憩。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番。木村 満議員、登壇。

〔10番 木村 満 君 登壇〕

10番（木村 満君） 10番、木村 満です。

通告に従いまして、SDGsについて、それからマイナンバーについての2点、質問させていただきます。

まず、初めにSDGsについて質問させていただきたいのですが、この概要や理念というのは共有されているものと考えておりますので、あえて私のほうからの質問では省かせていただきまして、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、本町におけるこのSDGsの取り組みについて、どのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） SDGs、これは「Sustainable Development Goals」の略称であり、和訳をしますと「持続可能な開発目標」となりますが、このSDGsにつきましては、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されたもので、「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて2030年を年限とする17の国際目標を指すものでございます。

この17の目標の中には、例えば「全ての人に健康と福祉を」や「質の高い教育をみんなに」、また「海の豊かさを守ろう」、そして「住み続けられるまちづくり」などといった、本町においても持続可能なまちを目指していく上で共通するような目標が掲げられております。

民間企業の取り組みで、企業の社会的責任、いわゆるCSR活動とSDGsを融合する形でステークホルダー（消費者や投資家に加え社会全体などの利害関係者）を視野に経済・環境・社会など幅広い分野で、企業の競争力強化や持続的発展、さらには経済全体の活性化やよりよい社会づくりを目指す自発的な取り組みを実施しているところでございます。

本町といたしましても、このSDGsについての研究を深めながら、必要な対応について検討していきたいと考えており、まず町民へのSDGsの理解と周知が必要と考え、近隣自治体より早く昨年の広報わたり9月号にこのような、これは9月号でございますが、SDGsの特集を組ませていただいたところでございます。これによりまして、基礎的な内容の記事を掲載をさせていただきましたが、また同時期に国が主催をしています「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」に入会をさせていただいております。

また、「自治体の仕事とSDGs」と題して今年1月に開催されました亙理名取地区広域行政連絡協議会研修会に職員13名を派遣しているほか、民間企業が開催す

るSDGsのフォーラム等に担当職員を出席させ、情報収集や調査研究に努めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） まず、広報については私も見たときびっくりしまして、結構先進的なことをやられているなということで、うれしく思ったところです。そして、また先進的に研修とかもやられているということではあったのですけれども、やはりこういうSDGsというようなこの理念的なものというのは、この本庁内での理念共有というのが大事だと思うのですけれども、この理念の醸成、職員間ですね、こちらのほうに対してどのような手を打っているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま木村議員の質問でございますが、木村議員はこちらのほうにバッジに、SDGsのバッジをつけられて、常々、大分お勉強をされて、自分の行動でもそれを目指されているというふうに認識をしているところでございますが、本町職員を含めまして、私もまだまだ認識不足は否めないというふうに考えておりますので、先ほども回答しましたが、現在情報収集や調査研究に努めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ありがとうございます。私自身もバッジをつけて行動しまして、先日、下で買い物したときには、ビニール袋は要りませんよということで対応しているところではあるのですけれども、その中で、ただいま町長のほうの答弁の中で、幹部の方が研修に行かれているようなイメージでの答弁があったかと思うのですけれども、やはりこの全職員の理念の共有というのが必要なのだろうと思うのです。それにはやはり外部に出すというのも大事なのですけれども、外部の講師の方を招いて全職員の理念の醸成というのも図られてはどうかというふうに思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今後はもちろん民間が企画しておりますSDGsのフォーラム等に、担当職員のみならず全職員の出席を配慮し共有化を図るとともに、もし本町に来ていただいて説明をしていただけるような団体等があれば、そちらのほうでもさまざまなセミナーも開催を、職員を対象にしたセミナー等も開催を考えていきたいと思

います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ぜひ積極的にお願いいたします。

それでは、（2）番に入らせていただきます。総合発展戦略ですね、本町の最重要計画として位置づけられている第5次総合発展計画なのですけれども、こちらのほうが令和3年度から後期計画、基本計画のほうで移行してこようかと思うのですが、この後期計画のほうにこのSDGsをどのように反映させていくのか、この点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほどの答弁と一部重複するところがございますが、このSDGsにつきましては、本町が今後持続可能なまちづくりを目指していく中で、共通理念が盛り込まれているところがございます。そのように捉えています。

現在、令和3年度からスタートします第5次亘理町総合発展計画の後期計画策定に向けて作業を進めており、並行してSDGsについての調査研究を重ねながら、共通する項目につきましては総合発展計画の中に具体的に盛り込んでいけるよう策定を進めてまいりたいと考えております。より相乗効果が得られるような取り組みを図ってまいり所存でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 私自身がこのSDGsを取り入れる必要性、これを取り入れるメリットではなくて、必要性というのは、大体大きく分けて4つあるのかなと思っております。1つは、このSDGsの枠組みを使いますと、課題解決のみならず課題発見、そういった機能をあわせ持っているのだろうと考えております。

それから、もう一つは、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、世界レベルでこれが進んできておりますので、どこに行ってもこのSDGsというものが共通言語化されてきます。共通言語化されてくるということは、その方との意思疎通がしやすくなるというのが1つ、外交面では。

そして、内部面でいえば、このSDGsの理念が共有されることによって、コミュニケーションコストが下がってくるのだろうなというふうに考えております。

そして、3つ目は、このSDGsを活用していくと、多様なステークホルダー、関係者ですね、の社会参画が進んでくるであろうと、このように考えております。

その中にはもちろん町民の皆さん一人一人がということで、町民の皆さん一人一人がより能動的に活動が始まるような、そういうふうなきっかけづくりにもなるのだろうなというふうに考えております。

そして、4つ目、これが私自身が考える必要性の最たるものなのですけれども、このSDGsを使うことによって町内の経済が回ってくるのではないかなと考えております。理由としましては、SDGsに並んでESG投資というもの、要するに、先ほど町長の答弁にもあった社会責任なのですけれども、社会的責任投資ということで直訳するとなるのですけれども、震災前まではどちらかといえばBS・PLに基づく、過去の実績に基づく融資や投資がなされていたと。

これが震災後は、事業計画、要するにその会社が何をやるんだというような未来的思考に基づく投資が主流になって、これは金融庁のほうでもそういうふうに指導しているはずです。そして、近年はこの中にプラスして、その会社がどう社会的責任を果たしていくのかというところがプラスしていくということで、ESG投資という言葉が主流化しております。このESG投資というものは、このSDGsを活用している会社であれば、まさに当てはまってくるわけですね。

近年、人口減少して経済が悪化していく中で、じゃあどうやって金融機関だったり投資家が企業に投資するかという判断基準の中に、このESG投資というのが入ってくるわけです。

それで、本町にそのESG投資やSDGsの考えが広がって、中小企業がちゃんと、中小企業の皆さんがそれらを取り入れてくると、より貸し付けであったり投資が進んでくるわけです。そうすると、町内の資本の流通量が増加します。資本の流通量が増加するという事は税金に直結してきますね。それで、税金というのが、もし法人税であったり住民税という意味なのですけれども、税金が上がっても、もちろん地方交付税のほうで少し調整をかけられてしまうのですけれども、上がった分の25%というのは留保財源としてとっておけるはずなので、その部分で税金はふえるはずですよ。

そして、また地方消費交付税ですね、消費税の交付税、これの算定基準の中にも消費額というのが入ってきているので、明らかに町内の資本流通量がふえることによって税金アップというのは見込めるというふうに考えておりますので、ぜひそのSDGsというのを町内に全域に押し出していただきたいと思いますと思うんですね。

以上のことから、今ある、この町のほうでやっている施策が、このSDGsにどれに当てはまるかという議論ではなくて、この町としてどういうSDGsを取り入れて、それに向かってどういう政策をしていくのか、こういった議論のほうが重要なかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） このSDGsの一つ一つの17の開発目標といいますか、目標がございます。それに関しまして、どういうものを取り組んでいくかというのは、大変重要なことだと思いますし、手短かに言えば、町としてはいろいろ、「全ての人に健康と福祉を」といえば、やはり健康促進法に基づく健康診察とかそういうものがございしますが、やはり17の目標のうち私は、「気候変動に具体的な対策を」というのが、そういう部分でやはり二酸化炭素を排出を減らすために、そしてニュートラルにするためにはどうすればいいのかとか、もっと高い目標を持った町としての考え方を今後、SDGsにつきましては持っていくべきではないかというふうに考えております。それを具体的に今後、庁内でも検討しながら、第5次総合発展計画の後期のほうに入れていきたいなと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ただいま町長のほうから答弁ありましたように、このSDGs、本来であれば気候変動というのが最たる目標であるというふうに考えておりますし、このSDGsを総合発展計画の中に取り入れて、ほかのその実践的な計画、こっこのほうに盛り込む計画というのはあるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 第5次の総合発展計画に盛り込むとともに、実践的な計画となります互理町まち・ひと・しごと創生総合戦略、そちらのほうにも盛り込む予定でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ただいま、より実践的なほうにも計画として載せていただくということなので、ぜひその辺期待したいなと思うのですけれども、そのまち・ひと・しごとであったり、総合戦略であったり、つくっていく中で、各委員会が開催されて、そしてその委員会の中で議論がなされていくものだと思うのですけれども、私自身、その委員会の中でどうしてもお願いしたいことがあります。

それは、先ほどもお話しさせていただいたのですけれども、今ある施策がどのSDGsかということではなくて、本町ならではの、まだ健全化されていない課題、こういったものの発見にもこのSDGsって使えるはずなので、ぜひその委員会等でそういった議論をしていただきたいなと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そのようなご意見を賜りまして、前向きにそちらのほうも検討しながら入れていきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ぜひ前向きにやっていただけるということなので、そちらのほうもご期待申し上げたいと思えます。

次に、官民連携のあり方についてお伺いしたいのですが、この官民連携というのはSDGsの中のゴールの1つでありますパートナーシップに通ずるわけでありませぬけれども、この本町における官民連携のあり方について、今後どのようにお考えなのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほどの答弁と重複を一部いたしますが、昨年9月に国が主催しております「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」に入会をさせていただきました。また、民間企業が開催するSDGsのフォーラム等に担当職員を積極的に出席させ、調査・研究・検証と情報収集に努めているところでございます。

社会全体を見ますと、現在のSDGsの取り組みは、大企業などがCO₂排出量の削減に取り組むなどリードしているような状況でございますが、今後は、その取引先などにも普及、取り組みの有無が問われるようになり、地元の中企業がSDGsを理解し、いち早くSDGsを意識した事業改革に踏み切ることが、持続可能な地域の活性化と、ひいては雇用創出に直接つながっていくものと考えられますので、自治体としての役割を果たしていきたいとともに、先ほど議員のほうからありましたESG投資、こちらのほうも、それをしないとなかなか今後の企業の発展というのは望めませんし、それをどんどん企業が中小企業でもやっていただくことによりまして、先ほどあった資本とともに、やはり設備投資等もそういうので出てくるわけでございます。そして、地方が潤うというようなシステムを考えていきたい

と思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ただいま町長の答弁、私自身ももう完全に同意するものであるのですけれども、1点追加で質問させていただきたいのは、荒浜の鳥の海公園なのですけれども、私はあそこそ、このSDGsの実践の場として最高だと思っております。例えば海洋資源の保護であったり、あとは海洋を通じた生涯学習であったりということで、そういったことでSDGsをやっているということ発信していくことによって、交流人口または活動人口、こういったものが増加してくるんだと思うんですね。

人が集まる場所には民間が進出してきて、民間が進出してくれば、先ほど町長のほうからもお話があったとおり、ESG投資という観点からの金融機関からの資本の注入というのが入ってこようかと思うのです。

ですので、この観光というか、交流人口とか活動人口の増加、こういったものを見据えてSDGsをつくっていくべきだと思うのですけれども、そもそも本来であれば、先ほど言ったとおり、パートナーシップということで、民間であったり、町民一人一人が主役のはずではあるのですけれども、どうしてもまず大きな1歩目、2歩目というのは、行政自身が主役とならなければ進んでいけないんだと思うのですけれども、そういった目線に立ったSDGsを使った交流人口の増加、そういったことについてはどのようにお考えですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員がおっしゃるとおりでございます。そういうのを含めまして、SDGsを使いながら、それを利用させていただきながら、交流人口の増加、そして地元経済の発展につながるように、資するように努力をしております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ぜひそちらのほうもうまくいくようご祈念申し上げます。

次に、大綱2番、現在のマイナンバーカードについてなのですけれども、1月20日時点ですか、では約12%の交付率ということでなかなか低いのですけれども、今後このマイナンバーカードが健康保険証とかにも使えるということで、利用拡大がますます望まれていると同時に、このマイナンバー自体の利活用によって行政の効率化というのが図られていくんじゃないかなというふうに考えております。

そこで、括弧が4つあるのですが、質問させていただきます。

まず、現在の本町におけるマイナンバーカードの普及施策とその効果についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） まず、初めにマイナンバー制度は、国の施策としまして日本国民全てに12桁の個人番号を付与し、社会保障、税、災害対策の3分野について、横断的な共通の番号を導入することで、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」、「公平・公正な社会の実現」を図ることを目的に、平成28年1月に導入された仕組みで、マイナンバーカードについては、写真や住所、個人番号が記載され、身分証明書になるだけではなくてICチップ内蔵の多機能カードとして活用できるカードでございます。

本町のカード普及率の状況については、先ほど議員のほうからもお話がありましたが、最新の令和2年1月末現在のカード所持率は12.03%、カード申請率は14.55%となっております。

現在、本町で行っている普及施策については、各種証明書発行窓口へのポスターの掲示やチラシ、冊子の設置を初め、町広報紙、ホームページへの記載、さらには新庁舎1階窓口の待合室に設置したモニターを活用しまして、制度の内容やカードの取得方法について周知PRを図っているほか、休日にカードの交付が受けられるよう臨時窓口の開設や、窓口でのカード交付申請手続のサポートなどを行っているところであります。

このような施策を実施してきた結果、カードの取得率は年々着実に伸びているところでございますが、全国及び県平均と比較しますと、1月31日現在、全国が15.12%、宮城県が14.4%という、それと比較しますと、残念ながらまだ下回っている状況でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） そこで、そもそもなのですけれども、この本町でマイナンバーを普及させる意義というのをどのように認識されているのか、この点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この関係に関しましては、町民生活課の課長よりお答えをさせてい

たきます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） マイナンバーカードを普及させることの本町の意義ということでございますけれども、国の方針におきましては、国民がマイナンバー制度のメリットを実感できる社会を早期に実現するために、マイナンバーカードの発行率、これを強力に促進し、カードの利用を促進していくということをうたっておりまして、令和4年度末までには、国民・住民のほとんど全てが持つことを想定して、今後推進していくというふうなことにしております。

本町においては、この国で示す基本方針に基づいて、カードの普及率推進を図るとともに、いずれ本町においても全ての町民の方がカードを保有するということを想定して、今のうちからカードの発行・更新、こういったものが偏らないように標準化を図り、こういった点からも現在、普及・推進に努めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） そこで、再びなのですけれども、この本町で普及率が上がらない要因というのはどのように認識しているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 普及率が上がらない要因ということなのですが、要因としては4点ほど考えられる要因があるのですが、まず1点目は、カードを取得する必要性を感じない方が多いということで、マイナンバーを提出する際に、ご自分の番号がわかっている問題ありませんので、通知カードがあれば、特にカードがなくてもマイナンバーのほうを提示できるということで、こういったことから必要性を感じないという方がいること。

あと、2点目については、本人確認書類として使えるものが別にあるということで、マイナンバーカードは本人確認ができる身分証明書として使用できるのですが、例えばこのほかに免許証や、あとはパスポート、こういったものを持っている方にとっては、特にカードを取得しなくても、ほかに身分証明書になるものがありますので必要に感じないということ。

あとは、3つ目は、個人情報の漏えいが心配ということで、例えば落としたとき悪用されたり、個人情報漏えいしたりする。こういったことはないのですが、依

然として心配している方が多くいるということ。

あと、4点目が、申請の手続が面倒であるということで、顔写真のほうを撮りまして申請をし、交付までに約1カ月間かかりますし、あとは交付の際に通知カードのほうと通知書、それから本人確認できる資料を持って役場の窓口に来なければならないと、こういったことを面倒に感じている。

以上のような4点が挙げられると思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 先ほど令和4年までにほとんどの方がマイナンバーカードを取得ということで話があったのですが、この普及率について、何か本町においての目標値というのがあるのかどうかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 目標値ということなのですけれども、先ほども説明しましたように、国のほうでは令和4年度までほとんどの国民が保有しているという想定を目標にして、昨年10月にマイナンバーカードの交付円滑化計画を策定しております。こちらについては、健康上など何らかの理由で申請ができない方、一定数を見込みまして、本町では令和4年度末のカード普及率を88.6%というふうに見込んでおります。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ただいま本町の目標で88.6%ということがあったのですが、このマイナンバーカードがだんだん普及するにつれて、行政の効率が上がっていくというふうには国のほうでは話しているわけなのですが、本町においてこの、どのぐらいの普及率になれば、その行政効率に資するかというような、こういった試算というのはしたことがあるものなんでしょうか。もしないのであれば、なしで結構でございます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 今議員が申された試算というのは、特にしていない状況です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） マイナンバーカードにおける本町の現状ということで何点か質問させてもらったのですが、次に普及させるための具体策ということで（2）番に入らせていただきます。今までのこの施策や普及率というのを受けて、今後、どのよう

な何か具体策があるのか、この点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） このマイナンバーカードの普及策でございますが、これまでに実施してまいりました普及施策を今後も継続していくのはもちろんでございますが、この施策に加えまして、今月の3月10日から各種証明書のコンビニ交付を開始をいたしますので、その利便性の向上によって、カードを持つメリットを構築しまして、カードの取得率向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、国が示しているマイナンバーカードの普及に関する取り組み方針の1つとしまして、国家公務員や地方公務員等の本年度中のマイナンバーカード取得が推進をされており、各職場において周知が図られておりますので、これによって本町のカード取得率向上が見込まれているところでございます。さらに、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用が開始される予定でございまして、公務員に限らず民間事業者においても、取得推進の傾向にありますので、これらにつきましても取得率の向上が見込まれているところであります。

今後、制度の内容はもちろんでございますが、各種証明書のコンビニ交付や健康保険証利用など、カードの利用方法やメリットについて広く周知するとともに、カードを申請しやすい環境づくりも配慮してまいりたいと思います。

また、私も先日、申請をさせていただきましたが、番号通知の下にあるQRコードをスマホで読み取りまして、簡単に申請ができましたので、その方法等もわざわざこちらの役所、町民生活課に来るわけではなくて、自分でもそれは可能でございますので、そういうのもあわせてPRに努めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 実は、私も最近、マイナンバーを取得したのですけれども、その通知カード、本当に申請は楽ですね。町長の言うように、QRコードをスマートフォンで撮ると申請画面に行って、自分の顔写真を撮ってくださいというので自画像で撮ると、それで申請完了ということで、申請自体は本当に簡単でした。ただ、受け取りがやはりちょっと難儀するなと思っていて、私は職業柄、本庁に来る機会が多いのでいつでもとれたのですけれども、やはり本庁に来てとるとというのは結構手間だなというふうに感じました。

ただ、交付の際に、このマイナンバーカードに暗証番号の設定とかあったもので

すから、ああ、こういう手続をするのであれば、来なければならないのかなというふうにも思ったのですけれども、今後この取得率の向上を目指す中において、この交付手続の変更というのは何か計画があるのかどうか。ちょっと本町がやれることとはかけ離れてしまう部分もあるのですけれども、今後そういった変更点があるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 交付の手続で変更があるのかということなのですが、先ほど議員が申されましたとおり、カードの交付についてはご本人が来て交付するというのが原則になっておりますので、会社に勤めていらっしゃる方にとっては休まなければならない場合もあって、大変不便を感じているということは確かだと思いますので、今後は休日の臨時交付窓口、こちらの開設回数をふやしたり、あるいは開設時間をもう少し長くしたりとか、できるだけ申請しやすい環境の整備についても検討していきたいと思っております。

あと、申請する際に、最初に本人確認を済ませて、その後にカードを本人限定郵便で発送するという方法もありますので、こういった方法についてもあわせて周知をしていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 本人限定郵便でやれるというのは私もわからなかったのですけれども、それが可能なのであれば、大変有意義だなと思っておりますので、ぜひ窓口で相談に来た方には、そちらのほうを積極的に周知していただければなと思っております。

それと、臨時受け取りの窓口、こちら、広報に載っているのは私も存じ上げておりました。ただ、やはりなかなか日数が合わないなというイメージが、日数というか日にちですね、が合わないなというのが1つと、そもそも自分が申請して受け取る時にやっているかどうかわからないなというのがありました。

ただ、このマイナンバーカードの受け取りのはがきが来たときには、次回の臨時窓口はいついつですよということで、本当に親切だなと思えました。この日にやっているよということが自分の手元に来たときに通知されていて、これは親切だなと思ったのですけれども、そのときに思ったのは、この広報に書いてある臨時窓口の設置日なのですが、こちらは直近だけではなくて、やはり一定の長さを保って、例えば半年とか、1年は長いと思うのですけれども、3カ月とか、半年とか区切って、

こういう日に臨時窓口を開催していますよということになれば、自分が申請したときのこの日にとりに行けるなということで、心理的な圧迫感というのが取り除けるのかなと思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） それは木村議員のおっしゃるとおりでございます。少なくとも申請から受け取りまで約1カ月を要することでございますので、やはり2カ月後、3カ月後のものを考えながら申請を、そのほうがしやすいというふうに認識をしておりますので、その辺も検討してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ぜひ実施していただければと思います。

それと、コンビニ交付が始まるという中において、こちらは議案書の手数料変更のときに私も賛成させていただいたのですけれども、改めて考えてみると、この人を介して交付する際と機械で交付する際に料金が変わってもいいんじゃないのかなというふうにちょっと考えたのです。もしコンビニ交付のほうの手数料が下がれば、利便性が上がってみんな普及率も上がってくるんじゃないかなと思うのですけれども、このコンビニ交付のほうの料金を改定するというようなお考えはどうでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 実はコンビニ交付になりますと、多額の手数料を取られているというのが実情でございます。その辺で向こうに強制的にコンビニ交付の場合は業者のほうに手数料を払うような形になりますので、その辺は現在のところ考えていない。そのために見合うだけの手数料をいただかなければならないということで、この間の値上げがあったわけでございますので、普通ですと、よく石油・ガソリンを入れるときに、現金よりもクレジットカードのほうが安いとか、そういう部分がありますが、これに関してはちょっと厳しい状況かなと考えております。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 手数料はちょっと高くて難しいよということであれば、それはそれで了解いたしました。

次に、（3）番に入りまして、これはマイナンバーカードまたはマイナンバーを使うに当たって、やはり行政側か町民の皆さん側か、どちらかにはやはりメリット

がなければ、それこそやる意味がないということになるのですけれども、まずは行政側のお話をさせていただきますと、このマイナンバーの独自利用、こちらを進めることによって行政効率が上がってくるのだと思うのですけれども、この独自利用の計画についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） マイナンバーの個人番号の利用につきましては、番号法に定められた事務に限定されておりますが、番号法第9条第2項の規定によりまして、社会保障・地方税・防災に関する事務・その他これに類する事務であっても、地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）についても個人番号を利用することが可能となっております。

独自利用の効果としましては、住民の皆様が各種の行政手続の際に多くの添付書類を削減できることや、我々地方公共団体にとっても業務フローの簡素化をすることができ、業務の効率化が図れるものと考えております。亘理町としましても平成27年度から各種医療費助成（母子・父子、子ども、心身障害者）や予防接種助成、就学援助費関係事務で独自利用を実施しているところでございます。

今後、全国で取り組んでいるさまざまな情報連携の対象となる独自利用事務の事例などを調査・検証しながらその利用を拡大させ、カード普及に努めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ぜひそちらのほうもどんどん進めていただきたいと思います。

次に、町民の皆様の利便性向上という点から質問させていただきます。マイナンバーカードに印鑑証明の機能を載せているというような事例もあつたりだとか、あとはこの総務省のほうのホームページでも、そういうこともできるというふうに書いてあつたりするわけなのですけれども、まだまだコンビニ交付が始まれば、マイナンバーカードを持っていけばコンビニで印鑑証明をとれるのですが、まだまだやはり本庁でとっている方が多いと思うんですよね。

そういったことを考えると、このマイナンバーカードに印鑑証明の機能を載せるというのも1つの手だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それに関しましても、今後の状況を見ながら検討させていただきた

いと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 今後の状況ということなのです。では、もう一つだけ提案させていただきますと、図書カード、こちらのほうにマイナンバーの機能を載せているという自治体もあって、図書カードも何枚も持っていると思煩雑だと思うんですね、いろんなカード。だから、このマイナンバーに図書カードの機能を載せるというのも検討してもいいんだと思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今現在ですと、県内の市町村でその図書カードとしての利用実績はないと、今現在認識しております。ただ、今、先ほどからあったように、今後の普及率とか、あとは県内の市町村の動向、またシステム等の変更経費とかも関係すると思いますので、その辺も視野に入れながら今後検討していきたいなというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 確かにマイナンバーカードにいろんな機能を載せるというのは、ちょっと先進的なので、事例がないとは思うのですけれども、調査・検証ということですが、あんまりこの調査・検証って、物事によってその長さとか深さとかって変わってくると思うのですが、このマイナンバーカードに印鑑証明を載せるとか図書カードを載せるって、そんなに調査・検証に期間を要するような話ではないのかなと思うのですけれども、全然まだなんですかね、調査・検証するまでもないというような、そんな位置づけなんですかね。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほどいろいろ状況を見ながらというお話をさせていただきましたが、やはり一番は町民の利便性でございます。その辺を含めて調査・検証しながら検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 調査・検証ということなので、それはそれでいつかなるだろうということを期待を込めて、次の質問に行かせていただきます。

交流センターで各種証明書を発行しているわけですが、こちらはコンビニ交付が始まるに伴って、そのあり方について、劇的に変わることはできないにして

も、議論というのはしてもいいんだと思うんですよ。町内にコンビニって16カ所あります。しかもこのコンビニで証明書を発行している時間帯というのが朝早くから夜遅くまで、そして土日祝もということになりますので、どう考えてもこのコンビニが始まることに伴って、交流センターでの発行業務の必要性というのが薄れてくるのではないかなと思います。もちろん交流センターにはそれ以外の機能がいっぱいあります。重要な任務がありますので、交流センターをとということではないのですけれども、その効率化という意味合いからいけば、証明書発行業務をコンビニと本庁ということに置きかえてもいいのかなと思うのですが、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま各交流センターの窓口交付の件につきまして、今後のあり方についてご質問をいただきましたが、現在の各種証明書発行窓口での交付割合を見ますと、平成30年度におきましては、町民生活課が74.75%、荒浜地区交流センターが2.79%、吉田地区交流センターが3.24%、逢隈地区交流センターが10.41%、亘理駅東町民連絡所、これは図書館でございますが、8.81%となっております。

コンビニ交付が始まりますと、町内にあります16カ所のコンビニに限らず、全国のコンビニで土日・祝日を問わず、朝の6時半から夜の11時まで証明書の交付が受けられますので、今後、本町においても国の方針に基づき、令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを持つことを想定しまして、カード普及を推進してまいります。この時点でのカードの普及率やコンビニ交付の利用実績を考慮しまして、亘理駅東の町民連絡所、図書館と地区交流センターを含めた交付窓口の今後のあり方について検討してまいりたいと思います。

ただし、現在やはり、簡単に言えば、アナログ世代とデジタル世代、2つの世代が並立している状況でございますので、その辺の住民の声も真摯にお聞きしながら検討を進めてまいりたいと考えています。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 町長のお話は全くそのとおりだと思います。いろんな世代がいますので、誰かを取り残して利便性をとるといふわけにはいかないとは思うんですね。ただ、私が思うのは、利用率が上がってきてそのときに、さあ、どうしようかということではなくて、そうなったときにどうするのか、またはどういうふうな、何て

いうか、ICTも含めてですけれども、どういうふうなその将来像を描いて、そこにどういふふうに進んでいくのか、こういう計画のほうが重要なのかなとは思いますが、この点はいかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今後、ICT技術の発展等、まだまだ見込めるわけでございます。今年におきましては、携帯電話の4Gから5Gへの移行とかあります。そうすると、劇的にまた通信インフラが変わってくるのではないかと考えておりますし、それにあわせて通信インフラが発達しますと、町としましても今後、スマートシティー化とか、やはり効率のよい町民サービスを追求して行って、コストをなるべく抑えるというやり方も今後は検討していかなければならないのかなと。

今後は、やはりスマートシティーという部分を念頭に置きながら、町政を運営をしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 今回の質問にはないのですが、私自身もスマートシティーの推進というのには大いに賛成でございますので、ぜひそちらのほうを推進していただきたいということを述べまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって木村 満議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は、13時といたします。休憩。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔17番 鈴木邦昭君 登壇〕

17番（鈴木邦昭君） 17番、鈴木邦昭でございます。今回は、3項目質問させていただきます。

まず、1項目目、多胎児家庭への支援について、3点質問させていただきます。

まず、1点目、双子や三つ子といった多胎児の子育てにはさまざまな困難が伴うと考えます。心身ともに疲弊した母親などが、不安や孤立感を深め、子供を虐待するケースがあり、厚生労働省は令和2年度から支援に乗り出すということになりま

した。多胎児家庭の育児問題は、子だくさんの単胎児家庭の育児問題とは質的に異なっており、妊娠期から切れ目ない支援が必要であると私は考えます。

本町では、平成29年、30年、そして31年、これは令和元年となります、この3年間で、母子手帳を通じて把握している多胎児出生件数は何件あったのか、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

母子健康手帳発行者のうち、多胎児妊婦として発行している件数は、平成29年度1件、平成30年度1件、令和元年度、これは1月末現在でございますが、1件となっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今答弁をいただきまして、平成29年度1件、30年度1件、31年度、令和元年ですね、ここで1件の、合計で3年で3件と、こういうことでございますけれども、先日、私は、亙理町在住の方で双子をご出産された方にお会いしまして、いろいろお話を聞いてまいりました。

この多胎児育児について聞いてきたわけでございますけれども、やはり2人一度に育てるのは本当に大変だったと、こういうお話でございました。まず、寝る暇もなかったと。1人が泣けばもう1人も泣き出す。そして、また1人にお乳を飲ませると、今度は2人目に飲ませるこのお乳が出なくなると、そういうことも言っておりました。ただし、助かったのは、近場に両親がいることが、まず何といっても、この手伝ってもらったのが感謝、両親に感謝していると、こういうことでした。

もうこの両親が近くにいなければ、やはり私も混乱していたのではないかと、そういう言葉もいただきました。やはりそれだけ多胎児を育てるといことは、私は大変なことではないかと、こう思い知らされたものでございます。そして、またそのとき私は、やはり母親は強いなど、このように感じたわけでございます。

そこで、2点目に入りますけれども、この多胎児の家庭に対して、本町の現在の支援内容はどのような支援をされているものか伺います。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 本町におきましては、妊婦1人につき妊婦の一般健康診査の14回分

の費用を助成をしております。多胎妊娠である場合には、6回分を追加で助成をしているところでございます。

現在、母子健康手帳を発行する際は、全ての方に対して聞き取りを行っておりますが、多胎児の妊娠の場合、単胎児の妊娠に比べ出産や育児に対する不安は強いことが考えられているために、妊娠中の生活や出産後の養育の不安等を丁寧に聞き取りを行っております。特に支援が必要と思われる妊婦には、保健師や助産師の専門職による家庭訪問等や、医療機関を初めとします関係機関と連携を図りながら、安心して出産を迎えられるよう支援を行っております。

また、出産後は早期に新生児訪問を行い、育児やお子様の状況を確認しておりますが、出産後、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに強い不安や孤立感などを抱える家庭があった場合には、養育支援訪問事業により、無償で相談や家事援助を実施しております。そのほか、未就学児の一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業による預かり保育を外出支援により、保護者の負担軽減やリフレッシュを図ることができるよう努めております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 私は先ほど、子だくさんの単胎児の家庭のこの育児問題とは、まず質的には異なっていると、こう言いました。確かに一度に授乳、要するにお乳を飲ませるわけですね。そして、おしめがえ、これは2人、3人と、三つ子の場合は3人、こういう形で行うわけですけれども、これは本当にやはり大変だと思います。

本町では、やはり今、こういろいろお話を聞きますと、支援はそれぞれしているようではございますけれども、まだまだ私は足りないのではないかなと、そういうように思っております。これは双子とか三つ子とか、そういった多胎児にだけじゃなくて、1人の子供に対してもということですね、そういうふうに私は受けとめましたけれども、この双子を出産する方のやはりお話を聞きますと、児童手当はただだけの、それはありがたい。そして、やはり2人育てていると、先ほども言いましたように、お乳の出が悪くなる。そうすると、やはりミルクで育てるようになる。そうなればミルク代、これも大変だったと。そして、またおむつもやはり一度に2人分なわけです。ですから、そのおむつ代も大変でしたということをお聞きしました。

そして、今度は夜中泣き出したら、ミルクを飲ませる、そしてまたおむつをかえ

る、そしてこれで1人約30分ぐらいかかるそうです。そういった中で2人ですから、約1時間。そして、またその1時間、すぐ寝るわけじゃないです。寝るまで今度は抱っこしなきゃいけない。それも大変だったと。そして、また夜中は1人が泣く、抱っこする、そうするともう1人も泣く。これがもう大変だったということを聞いております。もう本当に限界に達したところにありました。寝る暇もないときもありました。こういうことをお聞きいたしました。

もし町で支援してくれるなら、いろいろ今、聞きましたらいろいろ支援はしているようではありますけれども、もし支援してくれるなら、ミルク券とかおむつ券、こういったことはできないか、そういった券をいただくことはできないでしょうかと。そして、またこれだけでも本当に大変助かりますということをお聞きしました。

そして、また今度は自転車で買い物に行くときがあるのだそうです。そうすると、後ろにおんぶ、今度は前にも抱っこおんぶというのですか、後ろと前に子供をおぶって、それで自転車に乗って買い物に行くと。そういうときもあったんだということで、本当に危険な思いをして行ったのかなと思って聞いておりましたけれども、できればタクシー券のようなものをいただくと大変助かると。本当にこのときは遠慮しがちに恥ずかしそうに言っておりましたけれども、そういったお話を私はいただきました。

このタクシー券については、年間2万円タクシー券を補助しているというところがありまして、調べましたら東京・荒川区とか佐賀県、これを補助しているということでございました。私はこの年2万円ぐらいのタクシー券、これは配付してもいいのではないのかなと、そのときはお話を聞いて、ああ、町でもこれはできないものかと私は思っていたわけですが、この町独自で多胎児家庭に今話したような支援をするということについて、町長いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 今、ほかの自治体も先進的なお話もお伺いをいたしましたところでもございますが、その辺も含めて、年間数にすると少ないというのが、先ほどの答弁をさせていただきましたが、29、30、そして令和元年度と1名ずつということなものですから、その辺に関しましては町内のほうでも、参考にしながら検討させていただければと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今は少子高齢化で、やはり1人の子供さんでも支援は本当に必要で大事だとは思いますが、ぜひ多胎児家庭に対して、この本町独自の支援をやはり考えていただきたいなど、このように思います。

3点目に入ります。多胎児妊婦やその家庭に対し、外出の補助や、それから育児の介助を行う育児サポーターを派遣できる体制をとってはいかがかと。先ほどもちょっとサポーター制度の件でいろいろお聞きしましたけれども、こういった中でサポーターを派遣できる体制をとってはいかがかということで、答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 本町におきましては、多胎児を抱える保護者が、外出の補助や育児の介助を希望した場合、既にファミリー・サポート・センター事業の協力会員が援助活動を行っております。

今回、厚生労働省は、令和2年度の予算案におきまして、子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を切れ目なく行う「産前・産後サポート事業」に、育児負担が大きく孤立しやすい多胎児妊婦とその家族を支える「多胎ピアサポート」と「多胎妊産婦サポート事業」を新設するとされております。

国の施策も含め、多胎児を抱える保護者にとって、負担感や孤立感の軽減を図ることができるよう、よりよい支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） といいますと、多胎児サポーターに対しては、現在、それほどのサポートをしているということではないということで捉えてよろしいのでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 現在のところ、ファミリー・サポート・センター事業のほうで協力会員が援助活動を行っているというような状況でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 本町独自ということではないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。ここがちょっと私も、まあ、わかりました

それで、当初本町では、今言われたような、実施しているということでございますけれども、愛知県豊田市でこんな事件がございました。一昨年の1月でございませぬけれども、生後11カ月の三つ子、ここは三つ子でしたけれども、次男の男の子、この子供を床に、新聞を読みますと、2社読みましたら、2社とも「たたきつけた」というふうに載っているんですね。

ですから、相当ちょっとそのお母さんもノイローゼ気味だったのかどうかわかりませぬけれども、その言葉が非常に厳しい、厳しく私は受けとめまして、うわ、ひどいなと思って、しかしその母親もやはり責められないと、そう思いながら読ませてもらいましたけれども、この床にそういった形で子供を投げて死亡させたという記事がありましたけれども、これは、傷害致死罪に問われたこの母親、昨年の10月ですか、3年6カ月の実刑が判決下りましたね。

それで、母親はこの事件当時、やはり先ほども町長の答弁にもありました、産後うつ、こういった産後うつというのは本当にやはり今、随分若いお母さん多いということをお聞きしますけれども、このお母さんもやはり産後うつ状態だったということが記事に載っておりました。

このことについて、市と医療機関の連携不足があったと。それから、市の担当者が、この母親の悩み事を受けとめて聞く姿勢に欠けていたと。こういうことが問題視されたというふうになっておりました。要するに、双子や三つ子と、こういった多胎児を育てるその過酷さや、それから母親が出したSOS、この支援に結びつけることができなかつた、この「行政側の」と載っているんですね。行政側の課題も浮き彫りになったと、こういう記事がございました。

一昨年、豊田市でこのような事件があったわけですがけれども、この事件のこと、町長はご存じかどうかわかりませぬけれども、もしですね、この事件報道がありましたけれども、これ、もし知っていれば、この多胎児家庭に対してこうしなきゃいけないのかなと思ったかどうか、その辺ちょっとお聞きします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 大変申しわけございません。この事案につきましては、ちょっと承知をいたしておりませんでした。今後、4月から本格的に子育て包括支援センターが互理町にも開設をいたします。その辺におきまして、担当する職員等につきまして、そういうサインが出た場合の対応等を素早く関係機関等ができるように指導

をしていきたいと思ひます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ぜひお願いしたいと思ひます。

それで、もう1点だけ、多胎児支援事業、行政主体で行っている事業と、それから住民と行政が連携して行っている事業というのに取り組んでいるところがありましたので、ちょっとそこのお話したいと思ひます。

まず、行政主体で行っているというのが、兵庫県の尼崎市で、全国に先駆けて多胎児の育児支援としての教室を年5回開催しておると。そして、またこの多胎妊娠や、要するにまだおなかにいる赤ちゃんですね、多胎妊娠や育児に関する講演会や座談会、育児の情報提供や相談、参加者の交流、ボランティアの参加を通して、安心して多胎育児ができる環境づくりをしているということがありました。

そこではこういう双子新聞というのをつくっているんですね。いろんなことが載っています。こういった形で双子新聞を発行しているということと、それから大阪の堺市では、ここは7区あるそうですけれども、4区、この保健センターで月1回の自主グループ支援として多胎児教育を開催していると。

ですから、本町も、先ほど町長も言うておりました、新しく保健センターができたわけでございます。やはりぜひ取り入れてはと私は思うわけでございます。幼い多胎児を抱えての自主運は課題も多いそうですけれども、この通いやすい身近な会場での専門職や、このボランティアの継続的支援というのは励みとなるそうです。そして、また母親の健康状態、閉じこもり予防、こういった育児不安の軽減が図られるということをおっしゃいました。

それから、もう一つが、行政と今度は連携している、行っているというところがありました。これが岐阜県の多治見市。多胎妊婦を、ここは多胎妊婦を対象ということでしたけれども、行政、病院、地域の多胎サークルが共同で双子のプレパパ・ママ教室ということをおこなっているということでおっしゃいました。

それから、八王子市では、行政と多胎育児経験者が連携して多胎児を妊娠・育児中の親子の訪問を行う、そういった取り組みを行っている。

そして、また福岡県の柳川市、低料金でホームヘルパーを派遣しているという取り組みもおっしゃいました。

提案ですけれども、本町でも、この中でできることがあるんじゃないかと私はこ

う思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまのご質問でございますが、亶理町の場合、先ほど申し上げましたように、平成29年度から毎年1件の事例でございますので、なかなか教室等というよりは、ひょっとしたら多胎児の育児を経験された方と、今おなかに2つの命が宿っている方、その方々を会わせての、もしそういう協力者がいればですけども、そのような形でできれば、相談をできるような体制とか、そういうのも含めて考えていければと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 先ほど町長が厚生労働省、令和2年度、私も言いましたけれども、この支援に乗り出すと。育児サポーターなどを派遣する事業を始めると、こういうことでございます。親同士をつなぐ、この交流会を開くほか、多胎育児の経験者らが妊娠期から母親を訪ね相談に乗る事業、そして少しでも心身の負担を減らしていただく、このような支援に乗り出すということではございました。

実施主体はあくまでも、それはあくまでも国ではなく各市町村、要するに亶理町、町で、それに対し費用を国が半額補助するというようなことではございました。多胎児は少ないからと、年1人とかと先ほど町長は言われましたけれども、やはり1世帯でも2世帯でも、やはり多胎児は多胎児、大変な思いをされているというのは、これは同じだと私は思いますので、ぜひこの安心して出産できる体制をとっていただきたいなど、このように思っております。

2項目目に入ります。アタマジラミ対策についてでございます。

全国的にアタマジラミにかかる子供がふえていると報道されておりました。このアタマジラミは不潔とか不衛生とは全く直接関係なく、普通の生活の中で季節を問わず発生し、保育園・保育所、そして幼稚園で集団発生するという報道がございました。

そこで、1点目でございますが、本町の保育所・幼稚園・保育園において、アタマジラミが確認されたという報告はあったのかどうか、この件からお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） アタマジラミの寄生症に関しましては、公的報告義務はございませ

んが、町内の施設に確認したところでは、平成28年度以降では、公立保育所で5人、私立保育園で16人、私立幼稚園で1人の発生が確認をされております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 結構いらっしゃったんですね。平成28年以降ということで、これを、私はこの報道を聞いてびっくりしたわけです。私も小学校低学年時代、そのときを思い出したわけですね。昭和30年代の前半でございます。私が小学校の2・3年ごろだと思いましたが、私は岩手県の片田舎育ちで、出身でございます、アタマジラミの絶頂期でございます。もう男性陣というよりも、女性陣がやはり、ほとんどの女の子がアタマジラミを持っておりまして、男連中は誰も持っていませんでした。なぜなら全員坊主でしたから。丸坊主だったために男性はいないと。

そして、毎週何曜日か1回は必ずDDTというのがございまして、DDTを振りかけてもらって、そして手ぬぐいは必ず持参するようと言われていましたね。そして、頭を真っ白にして手ぬぐいをかぶって、それで帰ったという、そういう記憶がございます。

小学校3年から4年ごろにはもうほとんどいなくなりまして、ちょっとそういうことはありませんでしたけれども、そういう形で本当に私、また昔に戻ったのかなんていう感じで、その報道を聞いておりましたけれども、こういう余計なことを言ってしまうけれども、2点目に入りますけれども、この保育所・幼稚園・保育園において、このアタマジラミを見つけた場合の対応策というのは、どのような対策をとっているのか、その件、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 各保育所・幼稚園・保育園等において発生が確認された場合におきましては、速やかにその園・所内で情報共有を図るとともに、家庭での対策も必要となることから、施設を利用している保護者に対して注意喚起としてチラシを作成するなど周知をしているところでございます。

施設側の対応としましては、アタマジラミに関して登園を制限するものではないため通常どおり登園をいただいておりますが、他の児童に移さないように施設内の決まり事として、どうしても保育所と保育園とでは昼寝をするものですから、「寝具やタオルは共有しない」、「他の児童と衣類を重ねない」など、感染拡大を防ぐ対応をとっているところでございます。

また、保護者にもアタマジラミの正しい知識と駆除方法について適正な情報を伝えるとともに、家庭においては寝具衣類を小まめに取りかえることや、洗髪については、頭を洗うことについては保護者が手伝うなどの対処をお願いをさせていただいております。

アタマジラミにつきましては、日常の生活、普通の生活で感染する可能性がありますし、不潔や不衛生という誤解から差別やいじめの原因になることもありますので、この辺についても十分配慮しながら、施設・家庭双方で協力して集団全体で防除するという意識で取り組んでいるところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今お話を聞きまして、やはりアタマジラミと、こういうのはもう季節は問わないそうですね。それで、多くの子供の集まる場所ではやはり集団発生しやすい。そして、また今本町でも、先ほどお聞きしましたように、そういうシラミがついているという子供さんがいたということでございますけれども、見つけた場合とか、またこの保護者から連絡があった場合は、やはり保護者・保育所・保育園・幼稚園、こういった関係者、正しい知識を持って冷静にこれは対応すべきだと、こういうふうに思います。

そうでないと、先ほども町長が言いましたいじめとか、そういった方向にも走るかもしれませんので、そこはしっかりと保護者の不安を取り除くような、やはりそういう形で話をしていったらいいのかなと、こう思います。そして、またやはり保育士の方々もしっかりした知識を持って冷静に対応する、要は言動に十分配慮することも私は重要だと、このように思っております。

現在、DDTというのはもう販売禁止になっておりますね。アタマジラミ駆除には専用シャンプーまたはパウダーというのがあるそうですから、こういったものをこの保育士の方々、やはりこういったものがあるんだということをもう少し知識を持って、そういった形で話はしていると思いますけれども、冷静にやはり対応していただきたい。そして、やはり保護者の方々と密に連絡をとり合うということが大事かと、このように思います。

3項目目に入らせていただきます。本町で主催する東日本大震災の追悼式について質問させていただきます。

先日、ニュースで政府主催の東日本大震災の追悼式が2021年3月が10年目の節目

となるということから、来年度末で東日本大震災からの復興の基本方針で定めた復興・創生期間が経過して、一定の節目を迎えるということになる。こういうことで、2021年3月で追悼式を打ち切る方針が出されました。

本町では、工事の復興完了は約95%以上と私は聞いておりましたが、以上は完成となっていると、完成のほうですね。完成となっているとお聞きしました。被災された方々の心の復興、この心の復興が完了にはほど遠いと、私はこのように思います。

本町で開催されている東日本大震災の追悼式について、今後、要するに2022年以降、どのように考えるのか、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員ご質問の2022年以降の、令和3年度以降の追悼式の件でございますが、東日本大震災から10年となります令和3年3月を最後に、議員おっしゃるように政府主催の追悼式は取りやめとなる方向が示されたところでございます。

本町における追悼式は、震災で亡くなられた方々の慰霊を行うとともに、「新生わたり」としての発展を誓い、この震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、後世に伝えることを目的として毎年開催をさせていただいております。

年数の経過とともに3月11日は家族で墓参りなどをして過ごすなど、追悼のあり方が変わり、年々参加者が減少していると認識をしております。ちなみに震災翌年の平成24年度の1周年のときでございますが、そのときは遺族一般で650名の方が参加をされました。そのころは亙理中学校で開催をしていたと思いますが、昨年度は遺族一般の方が90名の参加と、大分減ってきていることも事実でございます。

しかしながら、ご質問のとおり、愛する家族を亡くされた遺族の方や被災された皆様の心の復興にはまだまだ時間がかかるのも事実でございます。町といたしましても、追悼の目的は変わることなく、令和3年度、令和4年3月11日以降においても、政府主催による追悼式の中継放送はなくなることとなりますが、震災を風化させない形で追悼の場を設けていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今いい答弁をいただきましたので、ぜひそのまま続けてもらいたいと思います。やはり先ほども町長が言われましたように、最愛のご親族、そういった方々、一瞬にして亡くなったわけですね。本町では306名が一瞬にしてお亡くな

りになった。そして、大々的ではなくてもいいと私はここで言おうと思いましたが、でも、町長はもうこのまま続けてまいるということでございましたので、ぜひ国がどうするこうするじゃない、国じゃないのです。やはり町でやっていかなきゃいけないと、私はこう思っていたわけでございます。

1995年ですか、阪神・淡路大震災、ここも今も追悼式というのは兵庫県や、それから民間団体ですか、こういったところで行っているということでございますけれども、やはり未曾有の国難と言われた、この3.11の教訓を、追悼式を実施することによって、やはり震災の風化を防ぐこともできるのではないかと、私はこう思います。まず1つですね。

それから、また本町の防災・減災対策。防災・減災ですね。これにもやはり生かすことがもしかするとできるのではないかと、忘れないためにですね。そういったことで、これをやることによって、ああ、あのときはこうだからこうしようかという、やはり防災・減災にも役立つんじゃないかなと、私はこう思っているところでございました。ぜひ考えていただきたい。そして、またぜひそのまま続けていただきたいと、このように思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、15番。鈴木高行議員、登壇。

〔15番 鈴木高行君 登壇〕

15番（鈴木高行君） 15番、鈴木高行です。

私は2問、まず1問目は、亘理町役場周辺の市街地形成について、そして2問目は、町の現状を町民に理解してもらうための町の情報公開について、2問質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

私は、平成31年3月、一般質問で亘理駅西側、五日町、中町、駅前通りの商店街の衰退が著しいので、市街化を再生する必要があると申しました。そして、住んでいる方々も活性化を望んでいるという一般質問をいたしました。ところが、答弁については、余り積極的に事業化をするような答弁は得られませんでした。それより駅東側に商店等の開設が進んでいるので、利便性の高い都市環境をつくるという答弁がありました。

そこで、このたび、亘理役場新庁舎と保健福祉センターが竣工し、住民サービス

が始まり、市街地の拠点ができただけでございます。このような拠点の周辺を市街地としてどのように形成していくのか、町長の考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

役場庁舎及び保健福祉センター周辺の市街地形成につきましては、都市計画マスタープランにより、幹線的な道路の沿線は商業ゾーンとし、その背後の土地については市街地ゾーンと位置づけをしております。

具体的に申し上げますと、町道駅東大通り線、町道逢隈亘理線及び県道塩釜亘理線の沿線を商業ゾーンとし、商業・医療・福祉などの生活利便施設の誘導を図り、町民が生活サービスを受けやすい市街地の形成を図っていきたいと考えております。

また、幹線道路の背後には、ゆとりのある良好な住環境となるよう住居系の用途を配置し、町外からの転入者の増加も見込まれるような町並みの形成に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 県道大河原塩釜亘理線と、あと駅前東の都市計画街路、そして逢隈線と、これらを中心に市街地を形成していきたい、もっと南側については住宅地というような考えのようではございますけれども、総合発展計画では、公共ゾーンはコミュニティスポーツ施設や緑化帯も配慮した新市街地の形成を目指し、全国的にもモデルケースとなるまちづくりを推進します。また、安らぎの場として緑地空間や環境・景観に配慮した親しみのある市街地を形成しますというようなことが総合発展計画には載っております。

そして、都市計画マスタープランでは、駅周辺を中心に生活関連施設の誘導を図り、公共・民間を問わず、景観に優れた町並み景観に資するよう、建物の高さや色彩等、建物デザインに配慮するとともに緑化に努めると記しております。

今、総合発展計画の内容、都市計画プランの内容からして、どのようなイメージのまちづくりを想像しているのか。その手法、これは2点目に入ります。その手法と、民間に対して開発させるのであれば、どのような周知をする予定でいるのか。その辺について伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 手法ということでございますが、現在ある住宅地の環境が悪化する

ことのないように無秩序な開発を防止するとともに、未利用地の利活用を促進するため用途地域の見直しや狭隘道路の拡幅及び歩道整備等について検討し、良好な住環境の整備を目指していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 私は、河北新報の「再生の針路」、多分山田町長の、きのう、おとといあたり載ったんですかね。その記事の中で「新庁舎の東西北側は農業振興地域なので、南側の県道亘理塩釜線にロードサイドの店舗の進出を期待したい。亘理駅のバリアフリー化も進める」というようなことで、大体亘理駅東側については2行、3行程度のことしか載っていないですね、この「再生の針路」には。

やはり拠点施設ができた、亘理役場が、拠点施設が、ここは今から拠点になるんだよと、町民にアピールしているわけだ。保健福祉センターも。それに附随した建物、それと多目的広場、いろいろなものが集中的に公共ゾーンにできるとなれば、それなりに町民は期待します。やはり核ですからね。そして、今言った、大体人任せのような感じを受ける。大河原塩釜亘理と都市計画から入っていった、ちょっと亘理駅まで入っていった道路、あそこのスーパー、あとここの前の道路と、合わせて誰が開発するかわかりませんが、余りにも人任せに開発を待っているような気もするのですけれども、その辺についての予定はどのように、町としての予定はないのですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先日の日曜日ですか、の河北新報のその「再生の針路」という部分に関しましては、あくまでも向こうの記者が私のほうの話聞いて記事にした部分でございますので、そこところは短くなったどうのこうのというよりも、その分に関してはもう少し話していたとは思いますが、あと公にまだ、議会に報告をしていない部分もあり、さまざまな件があつてそのような2行、3行の程度になったのかなと認識をしているところでございます。

今後、亘理町のこの公共ゾーン、約13ヘクタール近くあるわけでございますが、それに関しましてもさまざまな計画が書いてありますが、それをどうやって今後進めていくかという部分に関しましては、まだ最終的な方針が決定しておりませんので、その辺を進めていきたいと思っております。

また、先ほどちょっと申し上げましたが、さまざまな部分で駅東口のほうもミニ

開発等が多くなって住宅が密集をしている状況でございますので、その辺も含めて、それをどうすればいいのかということでございますが、公共主導の土地区画整理なんかを行いましても、用地費とかインフラ整備に多額の事業費が必要となります。完工後、完売までの維持管理費を考慮すると、大変それに関してはリスクが高いというふうに認識をしております。

また、過去の経緯を見ますと、減歩率とか問題でほとんどが途中で頓挫している状況ということでございますので、その辺も慎重に考えながら、どのような形で民間業者をお願いするか、そういうのも含めて検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） あと、今、用途指定のお話、ちょっと出たと思いますけれども、用途地域の指定は、この公共ゾーンから南側についてどのような考えを持って用途指定をするつもりなのか。今の現状からすると、上から見ればわかるのですけれども、役場庁舎、役場の用地の南側は田んぼとか、まだあいているところがあるし、まだもっと南のほうもあいているところもあるし、そういうところを考えると、用途地域の指定は何の用途指定をするつもりでいるのか。その辺についても伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、役場の南側、用途指定白地という形になっております。今後はなるべく、できますれば準工とか商業地とか、そういう部分も含めて今後、町を全体的に考えていく部分も出てくると思いますので、そうなりますとまたいろいろと検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かにここはまだ白地で何も指定されていないと。だから、開発もランダム、民間の業者がどんなものを建ててもいいというような形になっていますけれども、こういう形になっていると、大体あっちのほうからいくと、建設会社とかお医者さんとか車屋さんとか、いろいろなものがもう混雑、住宅もあれば。これが用途指定してあれば、そうはいかなかったとか、先行でね、なっているし、今からでもまだ南側は遅くはないですけれども、専用住宅の用途指定はちょっときついと思いますし、そうすれば準工の用途地域指定をやっていって、ある程度誘導していく。

それにしてもやはりそういう用途指定地域を設けて、まちづくりをやるんだとい

う、その姿勢が私は欲しいと思うのです。ただ白地にしておいて誰もがやってもいいとか、そういう感覚では無秩序な町が、市街地が形成されていくという感じがします。

そこで、やはりこの南側についても、民間が無秩序にやっていけば、宅地、高さ、GLですね、高さもばらばらになってくると。そうすると、排水の流れも整備された流れになってこないと。いざ災害で集中豪雨が起きた場合、排水について全部、その宅地全部がGLが同じじゃないものだから高低差がとれないと。そこで滞留してしまって洪水が起きるとか、そういう現象が起きてくると思います。

だから、公が先行して、ここの高さは平均何ぼまで上げなさいとか、それでないと排水は流れませんからとか、そういう規制をする。そういうことも必要だと思います。その辺についてできるかできないかは別にして、やらなきゃならないと思うのだけれども、町長の考え。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今、鈴木議員のお話をいろいろ聞いておりまして、実は頭によぎったのが、仙台市の太白区の袋原地区とか、あの辺は田んぼから一気に住宅が、それもミニ開発だけどんどんつくられて、今本当に大変な町並みになっている、町並みというか住宅地になっております。そういうのを踏まえまして、やはり今後、亶理町の長い、10年、20年先を考えた場合に、そういう形で整備をしていかないと、指定をしていかないと、そのような形になってしまうのかなと危惧をしたところでございますので、担当課と打ち合わせをしながら、検討を進めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かにそのとおりなんですね。あのバブル以前のときは、亶理町だって同じで、大体1,000平米開発で3戸を分譲して、通り抜けできないような道路をいっぱいつくって、最終的にはつながらない。そこの中に雨水が滞留して流れないと。それはバブルの以前にそういうことがあった。景気よかったころですけども、今になってみれば、そういう開発は許すべきではない。通り抜け道路ができていない、歩どまりの道路だったら、いざ火事になったって通り抜けできないとか、そういう面でしっかりした造成、地域の造成計画、市街地形成の計画をつくる、先行して町がつくる、それを民間に周知する、このようにやってください。

要するに、開発要綱というのがありますけれども、開発要綱でやれない部分もあ

と思うのです。今は3,000平米以上が県のあれなのかな。そういう面で、やはり町独自の開発要綱の中に、GLの高さ、排水の高さ、そういうものをきちんとうたって、後から戻らないような、洪水とかそういうものが起きないような計画を立てていただきたいと思います。

ただし、民間は出足が早いですからね、もうこういう拠点が出れば、ここは開発されると。もう頭にぴんとは入っているんで、もうたちまちうちは建って埋まっていく。その辺でここもう1年ぐらいに、そういう造成計画のための規制をつくって、それに基づいて造成をやってくださいとやらないと、公的な指導をしていかないと、そういうランダムなミニ開発になっていくということを考えて、ぜひつくっていただきたいと思います。

あと、この町長の「再生の針路」にもあったのですけれども、北側、東側は、これは農振農用地だから諦めると。私はまだ諦めないのは西口、西側ですね、ここの西側。これは西側については、農振農用地の除外というのを1つの、頭の中に描くのですけれども、駅に近い、そしてまだ未開発だ。そして、ここを用途指定して都市計画の総合発展計画に載せて、マスタープランにも載せて、これで西側を、やはりきちんとした市街地形成というようなものを考えてみる気はないでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまのご質問の庁舎の西側、約、あそこは6ヘクタールか7ヘクタールあったと思うのですが、それで向こう側の町道との間でございますね。そこは農振農用地、農振地域になっているわけですが、早急には適化法の関係等ですぐにはできないわけですが、今後、亘理町の駅近くで大きな面積を求める土地というのは、そこが一番の最適地だというふうには理解をしております。それに含めまして今後、そういうものを含めて今後の開発のためには、そういうプランニングも進めていかなければならないというふうには認識をしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） やはり西側を農振除外するための方策というのはあると思います。

さっき言った総合発展計画に載せるとか、都市計画マスタープランに載せるとか、そのほかに都市計画街路を延ばすとか、あと私のもう一つは、西側に跨線橋を、東西の跨線橋を持ってくるとか、そうしたら、まず人の流れがよくなる。災害時

にもこれらうんと利便がある。そして、実際、南町鹿島線、今あそこの亘理駅前だとまっていますけれども、あれの北進にも、跨線橋を落としていったところに南町鹿島線をぶつければ、都市計画街路もうまいぐあいに流れるし、やはり西側の人の利便性を考えれば、1本では今の状況を見て、ダンプもだかだか通っているところを見ると危なくて通られないってなっていてね。

そういう状況を見れば、やはり亘理町ももう1本ここに西側に、こういう跨線橋をつくるんだよと、そういうのを総合発展計画マスタープランに載ける。そして、この地域計画の中に載つけば、除外も割とは可能な、全然そういうのを載付けていなかったら、都市開発する覚悟がなかったらば、農振除外なんていうのは考えられないから、そういう計画もきちっと載せて、いざ除外のときの申請に亘理町はこういう計画、将来計画を持っていますよということを考えるためにも、そういうことを考えられないか、町長の考え方。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 私も以前から、実は線路というものは、川が流れていると同じで、その対岸に行くには大変な苦勞をするというのを、もちろん橋があれば少しは楽なのですが、残念ながら、今のところ線路を川に例えれば橋は1本でございます。それは県道の亘理塩釜線でございますが、それ以外は残念ながら踏切で横断をされているというところでございます。

私もこちらのほう、新庁舎に来ていましたから、柴町街道線を通って、あそこの踏切を渡って、そうすると信号がないものですから一番早く来るとしてそこを来るわけでございますが、朝、時たま1週間に一遍ぐらいは踏切につかまるような状況でございます。そうすると、やはり西側と東側の往来に関しましては、今後いろいろと考えていかなければならない。1本だけではなくて、もう1本どこかで必要になるだろうなど。

その辺も含めまして、計画を立てながら、より駅の東、こちらのほうに新市街地ができるような方策を考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） これから第5次の後期総合発展計画ですか、多分立てるのには住民意向調査をやると思うのですけれども、住民意向調査を平成27年ごろやっているのかな、多分27年ごろにやっていると思うのですけれども、その住民意向調査の項目

の中にもやはり町の将来像を入れて、こういうのをつくりたいというのも選択肢の中に入れると、町民からの亘理町の考え方として、総合発展計画の中でこういうゾーン計画が、エリア計画がありますよと。そういうものを入れると、町民の意向調査には選択肢が出てくるんですよ。

そういう選択肢を設けるような考えの意向調査であればいいのですけれども、それが初めからぼんと抜けていけば、総合発展計画には反映されないというような形になりますので、ぜひそういう意向調査をやるのであれば、そういうものを項目として載せていただきたいなと1つ思います。

いろいろ言ったのですけれども、ぜひ山田町長は若いのですから、今から先を見て、スパンは10年でもいいですよ、考え方では。農振を外れるのは10年ぐらいは見ないと、西側の農振除外はちょっと厳しいのかなと思っていますけれども、それに対する町の下準備というのは、どこでも必ず、だったら町の将来像はどうなっているのと、必ず出せと、こう言われるんですね。そうでないと、除外なんていうのはおぼつかないということになるので、きちっとした計画を持って何年度までにこれをやるという予定でいます。ただ、国費、いろいろなものがあるので、なるべく補助事業でやるというような考えで、ぜひ10年スパンぐらいの計画で町長の考えをちょっと。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま、やはりこれは短期でできるものではございません。やはり町の10年後、そして15年、20年後も、私の所信でも話してありますが、将来を見据えまして、亘理町民にとって一番いいまちづくりは何なのかというのを考えながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） もう1回「再生の針路」のお話をしますけれども、その総合発展計画、都市計画マスタープランをつくるにも、やはり町民の意見、ここに女川町の須田善明町長の「再生の針路」の考え方が載っているんですね。やはり町の将来像を描くには、広く町民が参加できる会議体を具体化する。まちづくりの意見を吸い上げるだけでなく、住民間の認識を共有する場にもしたい。何か新しいことに挑戦するとなれば、実行を主体する、主体になってもいい、町が主体になってもいいと。

だから、そういう面では、こういう新しい計画、町民が要求すれば、提言すれば、

こういうものの主体は町でやれば、町民もついてくるし、やりやすいというようなことでぜひ、須田町長はいいこと、会議体というのがあるんだと、先頭に立ってやるといような話なので、山田町長もぜひやっていただきたいと思います。

では、2問目に移ります。本町の行財政は、ハード面の再整備や収入の確保など大変厳しい課題が多くあります。これらの諸事情を町民の皆様を理解していただくためにも、当該年度の各種事業と、それに伴う財源をセットで情報公開する必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 本町の町の予算に関する情報公開につきましては、町のホームページにおいて当初予算の概要を公表をさせていただいているほか、広報わたり4月号におきまして「当初予算のあらまし」と題して、歳入・歳出の内訳や性質別歳出、主な事業を掲載しているところでございます。主な事業につきましては、「第5次亶理町総合発展計画」及び「亶理町震災復興計画」の事業分類に基づき、数多くの事業を掲載しておりますが、事業ごとの財源内訳までは掲載していない状況であります。また、震災後においては復旧・復興が最優先課題であったことから、平成25年度から30年度にかけて、震災関連事業の各事業概要及び事業費などの詳細を2ページから4ページにわたり紹介しているところでございます。

例年3月定例会におきまして、議員の皆様には予算説明書等と一緒に配付をしております「一般会計予算に関する参考資料」につきましては、主な事業につきまして、補助事業や町単独事業等に区分した上で事業ごとの財源内訳を明記しておりますので、今後、町ホームページにおいて掲載するなど、さらなる情報公開に努めてまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今答弁では、ホームページや町の広報紙面で財政状況や町の仕事の中身、町民にお知らせしているというような状況ですけれども、これでは情報不足と。まず、町民の方々は理解できないと思います、はっきり言って。何人がこの広報紙、ホームページを見ているかということ、大体企画財政課でも多分わかっていると思いますけれども、やはり新聞だって半分も見えていないのですから、広報紙がどのぐらい見てられるかということ、知れたもんですよね。二、三十%ぐらいだと思います。

ここでちょっと紹介したいことがあるのです。私たち総務常任委員会で行政視察、28年度に青森県の田子町、あのニンニクで有名な田子町に行政視察に行きました。その田子町では「まちの仕事帳」と、こういうのを発行しているのです。これでは314の事業について、こういう冊子で町民毎戸に配布して、写真入り、いろいろな事業の説明、お金の内訳などを。ちょっと紹介しますね。町長の話です。

田子町協働のまちづくり条例が施行されてから、町民と行政が一体となったまちづくりを目指し、今年度も予算説明書「まちの仕事帳」をお届けします。町の予算がどのようになっているかは、通常の予算書ではわかりにくい部分もあり、情報公開・提供・説明責任の観点から、予算説明書を発行して取り組んでおります。

事業の一部をちょっと紹介してみますね。ここに中山間地域直接支払事業というのがあってですね。予算額が3,800万円、これは中山間地等において傾斜等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化、農業や集落を将来にわたって維持するための活動を支援します。主な経費、交付金3,778万9,000円、事務経費21万1,000円、財源、国庫金1,889万4,000円、県交付金906万8,000円、町の負担額9,498万円、こういう事業を、1つの事業をこういうふうに細かく。

あと、もう1点ありますね。説明しますね。亘理町でもやっていると思いますけれども、多面的機能支払交付金事業1,746万2,000円、前年度2,325万4,000円と書いてある。農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農用地水路・農道などの地域資源や、農村環境を守る地域協働活動を支援する事業。主な経費、交付金1,713万4,000円、事務経費32万8,000円、財源、国庫交付金856万6,000円、県交付金457万3,000円、町の負担額4,223万円、このような314事業をこの「まちの仕事帳」といって、これを毎戸に配布しているのです。これを見れば、各世帯でこの田子町の一連の仕事が、何をやってどこから金を持ってきている、どこの場所だ、一目瞭然にわかるわけです。

このようなものを、これを初めてやったのは、多分北海道のニセコ町だと思います。あとは、山形県の川西町にも行ったのですけれども、それをやはりまねしてこのようなことを川西でもやっていました。

やはり今から情報公開をすることということは、何が情報公開がいいことかという、町民に今の町の課題、現状を理解してもらえ。理解してもらえなければ

からないんですね。ただやっているだけで。今の広報紙とホームページだけでは。

そういうことから、このような、参考をあとはお見せしますので、どうぞ参考にさせていただきたいと思います。

町でも今後、このようなことはやるつもりはありませんかと、まず質問です。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 実は私、昨年の6月だったかな、でございますが、仙南町村会、そして亘理地方町会で、各仙南の9町の皆さん、町長でニセコ町にお邪魔させていただきまして、そのニセコ町のほうは1冊1,500円だかで購入してまいりました。町民には皆さんに配布をしたようでございますが、町外の人には1,500円と言われてまして買ってまいりまして、確かに内容的には町民がその1冊を見ればすごくわかるような、1年間の町の仕事というものが全てわかるような状況でございます。

今後、町内で町民に一番知らしめるためには、そういう形がいいとは思いますが、今後、それがいいのかどうかも含めて、当時私もびっくりしたものですからすぐ、一緒に行った、うちでは9名で行って、私を含め3名ぐらいが買ったと思いますが、その本に関しましてはすごくためになる、町民が、もしこれを読んでいただければ全てわかるんだなというふうな認識をしておりますので、それを今度亘理町にするかどうかは、あわせまして今後検討してまいりますし、やはり町民にぜひ読んでいただけるようなものであれば、つくってもいいのかなというように思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） ニセコでは千幾らと言っていたけれども、これはそんなにかかっていないんですね。この田子はそんなにかかっていない。川西はもっと安かったのです。川西町は1冊300円か400円ぐらいで仕上がっている。ただ、写真の枚数によって、こういうのが印刷されているのは、もう単価が随分開きがあると思うので、それらの内容によっては、そういうふうに千幾らもあれば、500円で上がれば、300円で上がるかもしれません。

町長は、選挙公約で、町のあるべき将来像を町民に描いていただき、協働で町の将来をつくっていくとあります。このことは町民とともにまちづくりをやっていくということだと思います。しかし、町民が町の情報がわからないのでは、どのようにして町の将来像を描けるのかなと私は不思議に思います。情報を共有してこそ町民の方々から意見・アドバイスが出てくるのではないのでしょうか。公約を実現する

ためにも、町長の考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 私の選挙のときの公約をご紹介いただきましたわけですが、確かにそういう部分もあるかと思えます。私の当時考えたのは、やはり互理町5地区にまちづくり協議会がございます。そこを核としてまず各地域ごとのまちづくり、そしてそれをいろいろと町のほうで吸い上げをさせていただきながら、町全体のまちづくりを進めていきたいというのが、一番の柱でございました。

そういう意味で、まちづくり協議会の方々と今後とも連携を密にしながら、まちづくりを進めていくことには変わりなく、そういう考えで今もおるところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今答弁で、まちづくり協議会のお話が出ましたけれども、確かにまちづくり協議会の機能が本当に発揮されるのであれば発揮して、自分たちの地域を自分たちで、いろいろなハード面もソフト面も考えてやれるような力を持ったまちづくり協議会になっていれば、そういうことは考えられるのですけれども、今の時点でまちづくり協議会が自分の地域のことをどこまで考えられるかという、ちょっと不安もあると思えます。

例えば今、情報不足というようなことでちょっと申し上げますけれども、先ほども問題になっておりましたけれども、一部だけ申し上げます。鳥の海公園の利用、これを町民の方はわかっていない。工業団地の進出状況、災害危険区域の状況、公共ゾーンの将来像、そして周辺整備、うしちゃんファームの撤退とか、旧役場庁舎跡地の利用、そして教育施設の整備等、ハード面だけでも数多くのものが町民は理解されていないと思えます。これらについて。

そのほかに、財政事情やソフト事業があつて、これらを理解するには相当の情報量を出さないと、町の情報が、町の仕事が町民にわかってもらえないと思えます。

このように、公開されていない、理解されていない事業が多々あるので、こういうのをどのようにしてわかってもらえるかと。ただ、こういうので鳥の海公園事業、何々、ことしは3億円、国庫補助金が2億円、復興交付金がいくらと、こう書かれれば、町民は理解できますよね。ソフト事業も書いてあるのですから。そういう面では、こういう工業団地だって工業特別会計があるけれども、あれは特別会計、丸

っこでびょっと出されて、広報紙にね、誰も理解できないですよ。

だから、将来にやはり町民の意見とかいろいろなものを引き出すためには、情報を提供して初めて、そのリターンで返ってくる。それを協働でやるというようなことを考えないと、協働のまちづくりというのはなかなか難しいんじゃないかなと思います。その辺もう1回ちょっと。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 鈴木議員ご指摘のように、そのようなことも考えられます。どうしても今までの長い歴史の中でこのような情報を毎年少しずつはふえてはきていると思いますが、情報を出させていただいておりますけれども、まだまだ全体像を町民の方が知るにはなかなか難しい部分が今の情報量ではあると思いますので、今後とも情報公開に努めまして、手段・方法を考えながら、情報公開になお一層努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今例えて、例を挙げた、ちょっと町民がまだまだ理解できないもの、端的にこういうのはすぐできないといった場合、町の広報紙でもいいから、事業1つ、1年間に12回出されるように、12の事業を、重立った事業を特集ページでつくってお知らせするとか、何かかんかこう変えていかないと、町民は理解されない。だから、その辺の紙面づくりの中でも、この次は何を入れよう、これはこうなるんだなど、そういうふうな紙面づくりの変更というか、創意工夫というのも必要になってくると思うのです。出すためには。

毎年同じ円形グラフにいろいろな事業をそこにばたばたばたばたと、こうちっちゃい文字で並べたって、誰も見ていないです、広報紙の町の財政なんていったって、仕事なんていったって。そういう面もやはり工夫する必要があるということは1つ言えると。担当する、財政課ですか、これ。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 広報関係につきましては、企画財政課のほうで担当しております。

内容については、議員等も見ている内容となっております。確かに今、議員のおっしゃる話、もっともだと私も思っております。実際、今回、今こういう冊子のほうを見せていただきましたけれども、以前にも鈴木議員のほうからはその公表につ

いてという話は聞いておりました。そういうこともありまして、震災後になるのですけれども、震災復興期間につきましては、平成25年度から復興事業の内容を少しでもわかるようにということで、事業費等を含めまして4ページぐらいの事業内容を掲載していたところでございます。

ただ、復興事業も来年度までが復興期間ということで事業が少なくなってきたこともありまして、令和元年度からですか、そちらの記載もちょっとなくなったところでございますけれども、今後そういったことも踏まえまして、そちらの紙面のほうの掲載につきましてはいろいろ考えながら、住民にわかりやすい、そういう理解していただけるような記事を載せていくように、今後検討していきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 1点目で、この「まちの仕事帳」というのをもしね、早急にでも近い将来つくれるようになって、こんな立派な、全部網羅しなくてもいいし、少しずつ載せてもわかってもらえれば、今町でつくっている実施計画、3年ローリングの実施計画ありますね。あれだと3年分出されれば、前後わかるようになるし、ああいうものを提供すると、ああ、亘理小学校は何年着手して何年後に、3年後にはこうなるんだなど、財源はこうなるんだなど、こうこう、ここから出てくるんだなどか、そういうものが公開できるわけですね。

そういうふうにしていろんなものを公開していくということは、町民と一緒にまちづくりをすれば、町民から理解される、これは意見が出てくるんですよ。町民の意見が。必ずいい、悪い、もっと早くやれ、ここは要らないとか、そういう意見が出てくる。

そのほかに、社会資本としてもしかしてうちのほうを3年計画であったらば、我々は協力するから2年でやれと、社会資本の提供も出てくるし、もしかしたら各種ソフト事業であれば、ボランティアさんもふえるかもしれないし、そういうメリットも出てくるわけです。そして、事業費の軽減や工期の短縮、そういうことも考えられるし、手法も変更できるかもしれない。

そのようなメリットもあるので、どうせやるならば、3年ローリングの実施計画もある程度公表できるようにできればいいのですけれども、そういったその辺の考えは、今後最終的に社会資本として捉える地域住民の応援、あと意見とか踏まえて。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 当初予算及び補正予算の編成過程におきまして、国の予算編成状況や町の情勢等により緊急的、または突発的に発生する事業があることから、後年度にわたる、もしくは実施する事業全てを把握することは現在のところ困難な状況でございます。しかし、今後において計画的に実施する事業におきましては、「第5次互理町総合発展計画」及び「互理町震災復興計画」の実施計画に掲載しております。

実施計画は、今後3年間に実施する予定の事業をまとめたものでございますが、事業概要はもとより、事業年度や各年度の事業費などを掲載しておりますが、財政状況等により内容が変更となる場合もあることから、毎年更新を行っているところでございます。なお、「互理町震災復興計画」は令和2年度で完了する予定であります。実施計画は例年6月の定例会の最終日に議員の皆様へ配付しておりますが、同時期に町のホームページに掲載するなど、町民に対してもご理解いただけるように情報公開に努めてまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かに実施計画までやるというと、なかなか大変なところもあるのですけれども、効果を見れば、考えれば見える、情報が見えるということは、やはりそれまで公表をすることによって、町民が町の計画、財政事情、そういうものが見えるようになります。何にもしない、互理町で何やっている、かにやっていると、苦情は聞こえてくるのですけれども、実際はやっている。やっているのをやはり皆さんが知らないからそういうふうにするのであって、知ってもらわないと、やっている皆さんの力が見えてこないということになりますので、ぜひ駅西側の何でもいから農振除外、そして駅周辺、この拠点、役場庁舎周辺の整備事業の整備計画にかぶせるでも、跨線橋の整備でも、街路の延伸でも、そういうものを積極的に載せて、将来の町が町民とともに長くやれるように、やりますとひとつ。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 私たち行政の仕事が、町民に見れるような、向こうから、町民の皆様から見ていただいて理解できるような情報公開に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。（「以上で質問を終わります」の声あり）

議 長（佐藤 實君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、14時30分とします。休憩。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番。大槻和弘議員、登壇。

〔6番 大槻和弘君 登壇〕

6番（大槻和弘君） ちょっとしゃべりづらいものですから、マスクのほうを外させていただきます。新しい演壇ということで、私もちょっとかつてと違ってどきどきしながらちょっとやらせていただきますけれども、よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、亶理町の介護保険事業についてが1つと、もう一つは住民要望についてという、この大綱2点を質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

第1点目でありますけれども、第7期亶理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が令和2年度で最終となるが、その進捗と取り組み状況はどうか。また、第8期計画、令和3年から5年ですが、に向けての課題や強化策はあるのか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 第7期の亶理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、「高齢者が住みなれた地域の中で、安心して生きがいを持って生活が送れるように、地域みんなで支え合う社会づくり」を基本理念として取り組んでまいりました。

計画に記載のある事業につきましては、認知症施策の推進や在宅医療・介護保険の連携推進等、おおむね計画どおりに推移をしております。

具体的には、認知症の早期発見、早期対応のために設置しております「認知症初期集中支援チーム」の活動や、認知症の正しい理解を深める場として「認知症カフェ」の運営、医療機関及び介護事業所職員等を対象としました研修会の実施が挙げられます。

一方、小規模多機能型居宅介護事業所の整備について運営事業者を公募しているものの該当事業者がなく、いまだ整備に至っていない状況でございます。この小規模多機能型居宅介護事業所は、高齢者が住みなれた地域で生活していくことを支援

するという観点からは必要なサービスと認識しておりますが、介護事業者側において施設整備や運営に伴う体制面の不安が大きいという状況も把握しておりますので、次期計画への繰越事業とすることや代替案も視野に入れて、検討をしております。

今後についても、新しく開設された保健福祉センターを拠点としまして、保健・医療・福祉の各分野が連携を図りながら、高齢者が元気で暮らせるよう、計画管理、事業実施に取り組んでまいります。

第8期の計画に向けての課題や強化策についてですが、現在、本町在住の60歳以上の方から無作為に抽出した2,000名の方に「日常生活圏域ニーズ調査」を実施、また要介護認定を受けている在宅の高齢者とその家族、約600世帯に対して「在宅介護実態調査」を実施し、現在集計中であります。これらの調査結果を踏まえ、介護保険運営委員会に諮った上で、現在の課題を洗い出し、解決策や強化策を検討しながら、第8期の計画に盛り込んでいく予定としております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） おおむね順調というようにお話をいただいたのですが、私のほうから、このいわゆる7期の計画ですかね、これね。これは3年ごとというようなことで、国もそうですけれども、3年ごとに変わるということで、来年、再来年にはまた新しく変わるということもありますから、私のほうでもそれを補強する意味でもうちょっと今から質問していきたいなというふうに思っております。

まず、最初に町長のお話があったように、ニーズ調査を結構やってきたと。それを取りまとめるんだというふうなお話をされましたけれども、私、今回の質問をするに当たっても、あるいはまた前回もそうですが、保育園等のサービスとか、あるいは学校とかのやつでも調査というような格好で、いろんなところで調査をされるのだけれども、そういう施設からちょっとお話を伺うと、いつも言われるのは、アンケートを出してほしいということでいつも出すのですけれども、ちょっと忙しい時間でやはりなかなか難しい、項目もかなりあるというようなことなので、でもそれでもやはりそのためになるんだということで、皆さん協力をしてきているということがあるのだけれども、ただ、アンケートは出すのはいいのだけれども、返ってきたためしがないというふうに言われていて、アンケート結果をせめて互理町としてのアンケートというのを、こういう中身で回答されましたというようなことをやはりお知らせする義務もあるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その件に関しましては、今後はなるべく改めまして、わざわざ本当に時間をつくってアンケートをした住民の皆様大変失礼なことと思いますので、その辺は是正するように考えてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 介護の関係でちょっとお話をさせていただきますが、介護士、訪問介護のほうですけれども、その介護のほうのいわゆる医療行為をする場合があるのですが、その部分についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

医療行為をするのはいろいろあるのですけれども、喀たんの吸引であるとか、あるいは胃ろうの部分であるとかとあるのですが、今回お話をするのは、たんの吸引の部分についてお話をさせていただきたいと思います。

大体介護の関係からいうと、1号から5号まで要介護あるわけですけれども、今から話すのは4から5、ひどい人たちですよ。やはりどういう方かという、自分で生活ができないというか、ものを着がえたりもできないと、あるいは下手をすると排泄も自分でできないというのは大体4から5というふうな格好になると思うのです。その方たちのお話なのですが、実は私もかつてうちの女房が難病ということで、4から5の介護を受けていたわけです。今は亡くなりましたけれども、そのときにあったのは、たんの吸引です。

このたんの吸引というのは、通常、介護の中に入っていないで、これは医療行為に当たるんですよ。その医療行為というのは、誰がじゃあできるのかということ、まず病院の先生ですよ。それから、看護師さんができる。これは医療関係者ですからできるのですが、もう一つできるのは家族です。家族もやって別に問題は、差し支えないのだけれども、介護士さんはできないんですよ。

私のときには、その介護士さんができなくて非常に困ったというようなことがあったのですけれども、今は法律がちょっと変わって、平成24年から、4月からなのですけれども、認定特定行為業務従事者というのがあるのですが、この研修を受けると、介護士さんでもそれをやることができるというふうな制度で、この介護のやるための研修が必要で、1号研修、2号研修、3号研修とあるんですよ。

1号研修、2号研修というのは、いわゆる特定の方に対してやれる。ですから、施設でいうと、何とかという施設があるとすると、その施設の中でデイサービスか

何かで来ますね。その方に対して全部できるのですが、訪問介護の場合はそうではなくて、3号研修というのがあるのですが、1号、2号研修というのは不特定の方にできますから、この研修を受けるために70時間、80時間という時間がかかるんですよ。お金もかなりかかるということで、なかなかその、訪問介護のほうがちっちゃいところで、なかなかそれがとれないということになると、その3号をとるしかないんですね。

県の事業でやっているのですが、その3号研修をやるためには、どういう中身かという、8時間の研修時間があって、それが基本研修なんです。それを終わると、当然講義だけじゃなくて演習もあるので、それが終わると実地研修というのがあるのです。

それで、今言った基本研修のほうは、大体8時間くらいかかりますから、1日あるいは2日かかるんですよ。大体2万3,000円くらいと、その施設によって違うのですけれども、実施するところによって、2万3,000円くらいかかると。そして、それが終わると、今度実地研修ということで、実際に自分が介護する、例えばうちであればうちの女房を対象として、そこで吸引の実地研修をするのです。そして、うまくできるかどうか。うまくできたら、看護師さんがついていて、看護師さんが合格かどうか判定するわけです。合格すればそのままやれるのですが、それに対してもお金が1万2,000円くらいかかると。そのほかに実際に研修を受ける方というのは事業者の方ですから、事業者でお金を出して、当然そのかかった今のお金のほかにも、時間ごとに当然職員派遣をするわけですから、その賃金もかかるというふうな格好になって、結構な値段になるというふうな格好なのです。それだけでなく、1人だけでなく3人くらい必要になってくるのです。1つの訪問介護をやる場合には、

そういったことで、実地研修も合格すればいいのだけれども、合格しなければまた後日にもう1回やるというような研修になってきて、それで合格すればとにかく実地できると。ただ、そういうふうな格好でやってはいるのです。ただ、これ、事業所からいうと、今亘理町の中で事業所というのは恐らく4つくらいしかないと思うのです。町内の事業所が。そのうちの2つは今現在、それを持っていてやっているというふうな状況があります。残り2つはやっていないのですけれどもね。

だから、それを考えると、やはり訪問介護をやる場合に、別にその事業所として

やらなくてもいいわけですよ。やらなくても別に問題ないんですね。そして、やったとしても、それに対する対価はないんですね、全然。だから、本当のサービスなのです。でも、その事業所の方に聞くと、それでもやはり要望があると、それはやっていかなければならないんだというようなことで、あえて職員を派遣してそういうことをやっているみたいなのです。

それもまた、仮に私の女房だとすると、女房が亡くなってしまったとすると、今度は違う方につくわけですね。そうすると、実地研修をもう1回しなくちゃいけないのです、その人について。これだけの手間がかかってお金もかかるというような状況があるので、私はそういうふうな意味でいうと、こういう喀たんの吸引、たんの吸引というのは、本当はないと非常に困ること、利用者からすると非常に困る関係がありまして、今実際にやられている方はどうしているかという、自分もやはり働きながら、家族がいっぱいいればいいのだけれども、家族がそんなにいるわけじゃないので、自分も働きながら一度に介護をされる人たちについては、訪問看護・介護をお願いをするというような形になります。だから、1カ所だけじゃなくて、つないでやるんですね。

例えば2時間そのAという事業者に頼んで、その次に2時間過ぎたら今度は看護師さんのほうも週に何回か必要なのです。だから、看護師さん1時間つないで、次はその後にBという事業者に頼んで。そういうふうに1日やってというようなこの体制で、そうして自分は働きに行くと。だから、利用される方からすると、非常にそれもお金の面でも大変なのだけれども、ただ、そういうふうなことをやってくれる事業者がいるということは、利用者にとってもすごく素晴らしいことなんですよ。すごく助かると。私のときはなかったもので、非常に大変で、知っている看護師さんに頼んで、ちょっと私が必要な時間は来てもらうとかというようなやり方をしたのですけれども、議員になってからだったけれども、それもなかなか厳しかったのですけれどもね、そういうふうな状況があるのです。

でも、今はそういうふうなことがあるので、こういうことに対して、人たちに対して、私はどちらかという、研修費に対して助成とか、そういったものがあってもいいのではないかと思うのです。1号研修と2号研修については、県のほうでの助成はあるのです。3号研修というのはないんですよ。これに対して、やはり亘理町内に住む、その利用する方がいるとすれば、その方に対して例えば実地研修のほ

うの1万2,000円くらいは助成してやるとか、そういったことが考えられないかという。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 大槻議員の先ほどのお話のとおり、平成23年6月22日に公布されました介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律の施行によりまして、平成24年の4月1日より、一定の研修を受けた介護職員が一定の条件のもとに喀たん吸引が可能となっておりますところでございます。

実際に介護事業所で喀たん吸引を実施するには、県の認定を受けた研修機関の基本研修を受けた介護職員等が、県に登録した介護事業所において、一定の条件のもとで決められた範囲内のたん喀吸引等の行為が可能となっておりますところでございます。

先ほど3段階あるというお話をしていただきましたが、第1号、第2号の研修に関しては今、ここの場ではちょっといいのかなと。第3号の研修に関してだけお話をさせていただきますが、確かに第3号の研修の場合、約、基本研修が講義8時間、そして演習、そして実地研修ということになっているようでございます。

亘理町内で2つの事業所が、2つの事業所とも介護職員が9名いらっしゃる事業所で、片方の事業所がこの喀たんの吸引の対応ができる介護職員が5名、そしてもう一つのほうは2名ということのようでございます。どちらも第3号研修を受けられた介護職員がその作業に従事しているということでございます。

現在、利用者は、片方の事業所のほうで2名の利用者がいるということでございますが、先ほど来、町民の方々からやはり要請があるということでございますので、今後、先ほどありました実地研修の部分、それに関しましては前向きに検討しまして、できれば実現できるようにしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） ぜひお願いをしたいと思います。本当に事業所にとっては、1人だけではやはりとっても意味がなくて、やはりいろんな人につくわけですから、二、三人いないとやはり回していけないというふうな実態があるのとあわせて、今言ったように、私の場合だと難病でしたけれどもね、女房はね、ただ、今問題になってくるのは、この2025年問題ですよ。2025年には団塊の世代が後期高齢というふうなことになって、要するに4人に1人が高齢者というふうな時代が来るとい

になるわけですよ。

実際にこの利用される方というのは、がんとかね、その末期の状態といたしまいか、終末期の方が利用されるというふうな形にもなるわけですよ。そうすると、さらにふえてくるというのは間違いないというふうに私は思っているので、ぜひとも前向きにぜひ実現できるようにお願いをしたいというふうに思います。

2つ目に入りますけれども、地域包括センターの専門性といいますか、認知症ですね、新オレンジプランというふうなことがあるのですけれども、次回にも恐らく出てくると思うのですが、一番大きいのは新オレンジプランの中で、認知症対策がやはり一番大きいのかなというふうに思うのですが、亘理町の場合は、認知症カフェとか、あるいはサポーターとかというのを発足させてやっているというふうに思うのですが、その成果とはどうなのかというのをちょっとお聞きをしたいのです。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、今地域包括支援センターの専門性というようにお話と、あと認知症の施策の成果というようにお話をいただきましたので、それについて説明をさせていただきたいというふうに思います。

地域包括支援センター、こちらにつきましては、市町村が設置主体となるというようにことで、保健師、社会福祉士、あとは主任介護支援専門員、主任ケアマネと言われる職員を配置しまして、3職種のチームアプローチによりまして、住民の健康保持、そして生活の安定のために必要な援助を行っているというようにところでございます。

その中で認知症施策も実行しておりますので、その認知症施策の中で、まず1つは、認知症の初期集中支援チームというのを設置しました。これは町長の答弁の中にもありましたけれども、これを平成29年10月から設置しまして、認知症の初期診断、そして早期対応について実施しているというところでございまして、今まで対象者9人に対しまして、延べ25回訪問をしているというようにことで、こちらについても月1回、その方々の状況に合わせてチーム員会議を開催して対応をしているというようにところで、成果は上がっているのかなというところが1つです。

また、認知症カフェにつきましては、その前に認知症サポーターを養成しております。これについては認知症に対する認識を高めていただいて、認知症の方がお互い支え合える地域づくりを進めていくために、サポーターとして活動していただい

ているというようなところでございまして、これについてもサポーター養成講座を年に8回から10回開催をしまして、今現在338人のサポーターの方々が養成されているというようなところでございます。

先ほど認知症カフェというようなお話もさせていただきましたが、認知症カフェにつきましては、月1回開催をしております、平均しますと45名ぐらいの認知症本人の方または家族の方がいらっしゃって、いろいろな情報交換なりをしているというようなところで、その認知症カフェの運営に、その認知症サポーターの方々に手伝っていただいているというようなところでございます。

そのようなことで、認知症施策を展開しているというような状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） それなりにといいますか、進んでいるというようなことだと思いますので、今後ともぜひとも進めていただきたいと思うのですが、ちょっと気になるのは、その地域包括センターがあるわけですが、この中にも書いてあるのは、専門性の問題ですね。専門員が、専門職の増員をやはりするべきだというようなことがこの中にも書いてありますが、私もそう思っていて、特に認知症ですと、暴力の問題とかがあるわけですね。現実、私も何件か聞いてはいるのですが、結局、暴力を振るってしまうと、本人はそういう気はないのだけれども、やはり物忘れとかいろいろなことがあって、ちゃんと認知能力がないものだから、それで大きな声を上げたりとかそういったことがあるというようなことがあるんですね。

やはりそういう人たちに対する対応というのは、やはり専門職じゃないと、なかなかやっていけないと思うんですよ。これを今後どうしていくのかというのをお聞きをしたいのですが。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、地域包括支援センターにつきましては、保健師、社会福祉士、あとは主任ケアマネというような専門的な資格を持った職員が配置されております。社会福祉士、主任介護支援専門員につきましては、今2名ずつ配置をされております。保健師についても今2名というようなことで、やはりこれからも介護の施策をする上では、やはり専門的な知識を持った職員が活動していくというようになりますので、今後も適正な職員の、

専門性を持った職員の配置については、職員の担当のほうと協議しながら適正な配置に努めていくというようなどころとともに、やはり専門職であっても少しずつスキルアップを図っていかなくてはいけないというようなことで、研修会に参加したり、そのようなことでスキルアップを図っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） この第7期の福祉計画の中にも書いてあるのは、専門職の増員をやはりすべきだというようなことが書いてあるので、当然そうなのだろうと思うんですよ。やはり強化をしていただきたいというふうに思います。

次に移りますけれども、在宅高齢者のおむつ支給というのがあるのですけれども、このことについてちょっとお伺いをしたいのですが、亘理町の事業では今なくなっているのかもしれませんが、今現在、私もそうだったのですけれども、おむつの支給というものを受けていましてね、うちの女房がそうだったときに、非常に助かったんですよ。結構おむつって高いんですよ。介護用のおむつってばかにならなくて、2,000円、3,000円すぐ飛んでいっちゃうんですよ。だから、そういう点でいうと、おむつをいただけるというのは、2カ月に1回でしたっけかね、民生委員の方が自宅まで届けてくれるという制度なんですね。これは非常にありがたい制度で助かるのです。

そのことについてなのですが、このおむつについて、届けてもらってすごく助かるのではあるけれども、うちの女房の場合だと、ちょっと厚みがあるというか、実際使ってたときには、そして厚くてちょっと蒸れたりなんかするというようなことで、ちょっと嫌がったことがあったのです。そういったことがあるので、大体おむつというのは大体規格が決まっていて、渡されるのが、だからそのところの改善点なんかあるのですけれども、例えば岩沼の場合だと、おむつじゃなくておむつ券というのを出しているんですよ。おむつ券であれば自分でも選べるのかなというふうな感じになるので、そういうふうなことができないのか。

あと、民生委員さんも同じなのですが、民生委員さんにとっても、持っていくのはいいのだけれども、大体民生委員さんというのは女の人が多いんですよ。女の人で結構こんなに大きい荷物持っていくんですよ。それで、うちによっては間口が狭かったりとかなんかしていて、女の人で持っていくのは大変だというような話も結

構聞くのです。そういうことを考えたときには、そのおむつを実際に持ってきても
らわないと困るという人もいるし、だから併用できないかというね、おむつ券が欲
しい人はおむつ券、あるいは現物支給のおむつをいただけるならおむつ、そういっ
たものを選べるような制度にならないかなというのがあるのですが、社会福祉協議
会の問題なのだろうけれども、その辺、社会福祉協議会の中にお話をしていただけ
るようなことというのはいできないかどうかというのをお願いしたいのですが。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） このおむつの支給事業につきましては、議員おっしゃるとおり社
会福祉協議会のほうで実施している事業でございます。おむつについてはタイプが
4つありまして、フラットタイプと、あとテープタイプと、あとリハビリパンツタ
イプ、あとは尿吸収パットタイプ、この4つの中から選んでいただいて、2カ月に
1回、民生委員さんのほうに届けていただくというようなことになっております。

そのおむつ券につきましては、ちょっと私のほうにニーズが入ってはきていない
のですが、そのようなニーズがあるのであれば、社会福祉協議会と協議をしながら、
そのおむつ券、利用できるのかどうか、その辺も協議しながら検討していきたいな
というふうに思っております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） そこも調査していただきながら、お話しいただければなというふう
に思います。

それから、次に移りますけれども、健康診断とか、あと最近ですと、この下でい
わゆる税金の関係、確定申告といいますか、税務、この間までやっていましたよね、
今もやっているんですかね。こういうのがあるのですが、高齢者の方からすると、
例えば私のいる逢隈地区だとすると、今までは健康診断とかそういうのについては、
婦人の家とかなんか使っていたわけですね。今度、等しくこの新しくなった保健福
祉センターでやるというような形になりましたよね。

そうすると、私思うのには、町民の方の足といいますか、なかなか高齢者の方が
ここに来るといのは、来る方法としてはタクシーしかないんですね、あるいは自
家用車か。ただ、高齢でひとり暮らしとかといった場合には、健康診断を受けに来
るときにやはりタクシーで来るしかないというような形になりますよね。せっかく
町民バスがあつて、ここに来るのにタクシーで来なくちゃいけないというのが、ちょっ

と私はおかしいかなというふうに思っています、そういうふうな意味からすると、町民バスそのもの、今現在ルートとしては、西口ですか、亘理駅の西口に全部集中するような格好ではいるのだけれども、果たしてそれがいいのかどうかということも含めて、新しい保健福祉センターができたし、あともう一つ、お年寄りの方が使うというのは生協ですよ。生協のところ、生協だけじゃなくて生協の周りにある眼鏡屋さんがあったりとか、DIYがあったりとかと、いろんな施設があるんですよ。あそこに行きたいなという人も結構いるのです、お年寄りの方で。

だとすると、そのルートというものを少し考えてみたらいいんじゃないのかなと私は思うんです。新しくせつかくこういうところがあったので、健康診断に来るときにもやはりここに寄れるような、そういった対策というか、交通の部分をやってもいいのではないかというふうに私は思う。それが高齢者の対策に、私は、高齢者の福祉計画の中に一定程度やはり、ここの中に出てこなくても、そういうことも必要なのではないかというふうに思うのです。その件に関していかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま町民バスの件に関しましてご質問をいただいたところでございますが、現在、「さざんか号」と「わたりん号」という2つの系列のバスを走らせております。片方に関しましては駅を中心に、荒浜とか吉田とか逢隈方面に走っているバス、もう一つに関しまして、「わたりん号」に関しましては、もともとの避難所を中心に、いろいろ町内を循環するバスということで運行しているところでございますが、今後「わたりん号」に関しましては、近々、今年の夏、7月ころよりデマンドタクシーのほうに移行する予定で今、そうしますと、交通弱者の空白地帯がなくなるという観点で、その方向で今進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員に申し上げます。ただいまの発言は通告外でありますので、通告に従って一般質問をするように注意いたします。

6 番（大槻和弘君） 高齢者の足というふうな問題で私はしたつもりだったのですが、わかりました。

もう一つあるのですが、これも高齢者の問題ではあるのだけれども、サポカーの話をしよと思ったのですが、これも通告外になるのですかね、そうすると。

議長（佐藤 實君） 通告してあればいいのですけれども、通告が入っていませんので。

入っていないので、通告にあるように戻ってください。

- 6 番（大槻和弘君） わかりました。それでは、高齢者のこの事業の中に私は入れてもいいと思うのですけれども、高齢者のそのごみ出しの問題です。このごみ出しの問題については、私も何回か高齢者の方に言われてはいるのですが、選挙とかなんかあったときに、ちょっと私、街頭で話をしていたのですけれども、そうすると、その話が終わった後に、つかつかと高齢の方がいらして私のところに来て、あなたの話はよくわかったと。それはそれでいいけれども、ただ、今一番大切なのは高齢者にとって、このごみ出しの問題だと言われたのです。

やはり高齢になると毎日ごみ出しをするというようなことになると、なかなか足がないというような格好になって、そのことを考えると、今後そのごみ出しについて、高齢者としてやはり考えてほしいなというようなことがあるので、そのところについて町といたしますか、私はほかの自治体なんかを見ると、例えば中学生の方、通学のついでに制度として、制度といたしますか、そういうようなことをして、中学生にお手伝いをしてもらってやるとか、そういうふうな形なんかやっているところもあるみたいなんですよね。

だから、そういうふうな意味でいうと、そういうふうなことも取り入れていいのかなと思うのですが、このごみ出しについては今現在、どういう考えを持っているかお伝えりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 高齢者のごみ出しということでございますが、私も母親のほうの家のごみ出しをやはり足が悪いということでなかなかできないということで、現在、少なくとも週3回ですかね、月木金かな、母親のやつを持ってごみ出しをしておるような、あと自宅の分を捨てる状況でございます。

そのような中で、やはり今後、とにかく高齢者の世帯がふえていくわけでございますので、今後亘理町全体を考えた場合、どういう方向が一番いいのか、今は集会、行政区ごとに1カ所ぐらいあるのが平均でございますが、今後はもっと場所をふやすべきなのか、よく東京とか都市部に行きますと、マンションとかごとのほかにも、大分いろんなところにコミュニティーバス停、間隔、100メートルもないようなところのバス停脇にあるとか、よく見かけるわけでございますが、なるべく身近なところにあるのか、それとも議員がおっしゃるように、中学生が家の前に出しておけ

ば運んでくれるとか、いろんな方策があると思いますが、その内容については今後検討していきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 町じゃないんですかね、これについての、高齢者のごみ出しについて、今取り組みの途中であるというような話も若干聞いてはいるのですが、福祉課長、どうなのですか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） その高齢者のごみ出しの関係でお話をさせていただきたいのですが、現在、町のほうで生活支援体制の整備というようなことで、協議体を設置しまして、その協議体の中には町内の福祉団体、そしてボランティア団体、その方々が、高齢者が自立した生活を続けていくためにはどのような地域資源が必要かと、そしてそれを実現するにはどうすればいいかというようなことで話し合いを重ねているところでございます。

その協議体の中で話し合われた意見の中には、高齢者のごみ出しの支援のニーズが多いというようなお話もありましたことから、介護保険サービスの中で訪問介護の生活援助サービスとしてごみ出しや買い物など支援を提供しておりますが、このニーズ増、これはニーズがふえていくということがありますので、それに対応すべく次年度から、亘理町生活援助サービス事業を実施する予定ということでありました。

その事業については、その対象者を要支援1・2の方、そして軽度の方を対象にしまして、ホームヘルパーによります有資格の専門職でなくても、簡易なごみ出し、そして買い物などの生活援助を提供できるサービスというようなことで、町内の民間事業者とお話し合いをしまして、そのごみ出し、または買い物などをお願いするというような事業を展開したいというふうに思っておりました。

それで、この事業を利用させていただくことで、高齢者のごみ出しニーズに対応していきたいというふうに思っておりますので、ただ、要支援1・2の方限定というふうになりまして、全体を網羅できるわけではございませんので、今後も協議体の中でどのようなサービスを展開していけばいいのかというようなことも話し合いながら、引き続きこの高齢者のごみ出しの対策については協議をしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 話は今やっている最中ということで、まだ確定はしていないけれども、そういうふうな流れにあるということですね。それはそれでわかりました。ぜひとも今後とも、その高齢者の足の問題については考えていただきたいなというふうに思っております。

大きな2つ目に移りたいと思います。住民要望についてというようなことで、地方自治体の役割は、住民の意見や要望を取り入れて、住民の福祉と暮らしを守ることと考えている。本町も住民要望を、「町政懇談会」や直接住民の声を聞くなどして町政運営を行ってきたと思われるが、今後もその方針に変わりはないのか。また、行政区長制度の変更などを見据えて、新たな対応を考えているのか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 本町ではこれまで地域住民の要望を行政区長の皆様に取りまとめていただきまして、町と地域の対話の場となる「町政懇談会」や住民の皆様から直接町政に関するご意見やお問い合わせをいただく「お問い合わせコーナー」などを通じまして、町民の皆様の声を町政運営に反映をしております。

「町政懇談会」につきましては、東日本大震災の発災により一時中断をしておりましたが、地域の現状が震災前と大きく変化していることなどを踏まえ、各地区の要望を行政区長の皆様にもう一度取りまとめていただき、平成27年度から再開をしております。

各行政区から寄せられている要望といたしましては、町道の補修や改良、カーブミラーの設置、交差点への一時停止の設置等、ハード面に関する要望事項が多数を占めている状況でございます。平成30年度に開催した際には、行政区長の皆様の意見として「行政区おのおのの要望になっているため地域単位で取り組んでいくべき」、「要望事項の実施時期の回答ではなく、地域の将来的な課題について意見交換をしたい」など町政懇談会のあり方を見直すべきとのご意見を頂戴したところでございます。

そのため、今年度におきましては、今後の行政区長のあり方も含め検討していることから、町政懇談会自体は開催せず、随時、要望等をいただくことで、町政運営に反映をさせていただいているところでございます。

地方公共団体の存在目的は、住民の福祉の増進のために活動を行うことが本来の

役割でありますので、今後も基本的な方針は変えず、行政区長制度の見直しを見据えた上で、町政懇談会のあり方を検証し、亘理町まちづくり基本条例に基づいた「町民の参加と協働によるまちづくり」を一層推進できるような町政運営を図ってまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 本来であれば、昨年のうちにいつも開催をしていたのかなというふうに思うのですが、ただ、町政懇談会、各区から要望が出ていて、それを町政懇談会ともやって、その中でやりとりをちょっとするというような形のものだというふうに思うのですが、ただ、本来だと、確かに最初は、震災があって途絶えていた期間があって、それが再開をされたわけですね。それがずっと続いてきているのに、今回だけやっていないというようなことなので、区長さんとかから言わせれば、なぜやらないのかなというふうなところの疑問がすごくあって、区長さんたちの頭の中には、もしかすると町は財政がないので、財政が大変だということがあるので、この町政懇談会を開くといろいろ言われるのが嫌だからじゃないかというようなこともあるわけですね。

そういうふうな誤解をされている部分もあるので、やらないならやらないで、そして理由も含めて、区長さんたちのほうにそのことを返してやるのが本来だと思うんですよ。それをやっていないというようなことになるので、そこをちゃんと今後はきちっとやるべきだと思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その件に関しましては、総務課長のほうよりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 大槻議員のご質問でございますが、先ほど答弁の中にもありましたが、行政区長制度の関係もございまして、実際はあと1年というか、ちょうど今の行政区長さんの任期ですね、もう1年話し合いを続けながら、この町政に対する要望等も含めてやっていこうという形でいたのですが、どうしても新年度から今の地方公務員法にのっとった行政非常勤の特別職というものが認められないというふうになったものですから、先週、急遽、行政区長の皆さんに集まっていただきまして、まずその今後のあり方と申しますか、来年度については交通指導隊とか防犯

実働隊と同じように、私的、私人ボランティアという形でお願いをすると。

今後はこういった形にしていったらいいかということで、もう一度、1年間だけということではなくて、どれくらいまでかけるというのはちょっと約束できなかったのですが、やはり本来の自治といえますか、のあり方についても話し合いを進めていきたいということで、あと町政懇談会のあり方についても一緒に話していくということで説明を申し上げたところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） すると、28日にたしか説明会かなんかあったのですが、その中で説明をしてきたということでよろしいわけですか。わかりました。いずれにしろ、そういったことの事情をきちっと話をさせていただくということがやはり大切なのかと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

最後になりますけれども、2016年の9月なのですけれども、議会の中で私、前の齋藤 貞町長のときですけれども、私がお話したのは、かつて震災前には、町長と語る日というのが前あったわけですよ。結局それがなくなって、震災によってなくなっちゃったので、2016年の9月の議会の中で私、齋藤 貞前町長にお話を、復活はないのですかというお話をしたら、それは今後考えたいと思いますというように話をいただいたんですよ。だから、新しくその間に山田町長に変わってしまったのですけれども、そういった考え方も含めて、住民要望とかそういうことを考えた場合には、町民と直接語り合うというのも確かに必要なのかなという部分もあるので、そういった考えが何かあるのかどうか、ちょっとそこをお伺いしたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しましては、町民の皆様お一人お一人と語り合うというのは大切な意見だとは思いますが、なかなかそういうお一人お一人というのは難しい状況になっていると思います。前にもたしか私、町長に就任してから答弁をさせていただいたと思いますけれども、やはり各地区ごとに、先ほど言った区長さん方、もしくは違うまちづくり団体として、まちづくり協議会があるわけですので、そういうところで地区ごとにこういうことを考えているとか、こうなってほしいというような、地区の要望的なものに対していろいろお話をさせていただきたいと思います。

町民一人一人とお話をする機会が一番、本当は大切なかもしれませんが、ご存

じのようにさまざまなご意見をお持ちの方もいらっしゃいますし、残念ながら、総務課のほうを見ていますと、苦情といいますか、提言というよりもそれが主になっているという話も聞いております。その辺を踏まえまして、そういう形で、なるべく町民の皆様とは対話を通しながらでも、またある団体とかさまざまな団体と対話を通じながら、まちづくりの参考にさせていただければと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） わかりました。ただ、私、最後に1点言いたいのは、行政区長制度の話も同じですけども、この懇談会も同じなのですけども、特に行政区長の制度の変更ということについて、区長さんとのやりとりは確かにしてきたのだと思うのだけども、一般の町民には知らせていないんですよね、全然。だから、いつの間にか、一般の町民からすれば、その行政区長というのはどうなるのかというのが全然わからなかったというふうな状況があって、結果として新たな提案ということで、私人委託ですよ、いわゆる。そういう形にするというようなことになったものだから、もう結果として、それで区長さんと話し合いを恐らくしてご了解をいただいたのかと思うのだけども、ただ、それを町民としては結果として、知らないうちに終わってしまったという結果になってしまうわけですよ。

だから、こういうのはやはりちょっと、そういう結果になってはならないなというふうに思うので、ちょっと今後の運営をする上で、やはり町民との対話というのは必要だと思うので、そういうことをやはりお話をするというようなことをぜひお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

次に、14番。佐藤正司議員、登壇。

〔14番 佐藤正司君 登壇〕

14 番（佐藤正司君） 14番、佐藤正司でございます。国会中継ですと3時から4時ころがゴールデンタイムの時間というふうに言われていますので、もうしばらく辛抱願いたいと思います。

それでは、私は2問について通告のとおり、町長の見解をお伺いしたいと思います。

まず、1問、デマンド型乗り合いタクシー導入についてでございます。

交通弱者の移動手段を確保するため、交通不便地域に対して、より利便性の高い

デマンド型乗り合いタクシーを導入する自治体がふえつつあります。当町でも長い課題解決に向けて導入準備をしておりますが、その運行形態の内容についてお伺いをいたします。

1 項目目、町民バス「さざんか号」「わたりん号」との関連性についてお伺いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 先ほどの大槻議員にも似たような質問がありまして、一部答えてまいまして申しわけございません。

現在、町民乗り合い自動車「さざんか号」につきましては、路線型のバスとしまして主要4路線での運行、また「わたりん号」につきましては、亘理駅を中心とした災害公営住宅や公共施設、医療機関などの市街地を結ぶ循環型のバスとして、右回りと左回り双方向で循環運行を行っております。

ご質問のデマンド型乗り合いタクシーの導入をした場合の「さざんか号」及び「わたりん号」の関連性につきましては、路線型の「さざんか号」につきましては、特に利用者数が多い朝夕の通勤・通学時間帯を中心に、現行の運行ダイヤを調整しながら引き続き運行し、循環型の「わたりん号」につきましては、その役割をデマンド型乗り合いタクシーにサービス内容を拡大する形で継承することとなりますので、廃止する方向で考えているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） 「わたりん号」は廃止されるということで、役割を拡大するというふうな回答でございますけれども、デマンド型のタクシーの乗り合い名称、「わたりん号」として継続するのか、また新たな名称を募って再度考慮するのか、その辺はどうなのでしょう。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） それに関しましては、担当しております企画財政課にお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 新しいデマンドタクシーの新しい名称ということでの質問かと思っておりますけれども、実は今、その制度の内容については内容を詰めまして現在進めているところなのですけれども、その名称等についてはまだ正確な名称は決め

てございません。今後、地域交通公共会議なり、あとは政策会議等のほうでその辺の名称も決めていきたいと考えております。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 今回の導入に当たり、亶理町地域公共交通会議での利便性についていろいろと意見が出されたと思うのですけれども、その中の主な意見としてどういうものがあつたのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） やはり今度は空白地帯を埋めるということになりますので、ドア・ツー・ドアということで、自分の目的、例えば自宅とかから行きたいところに直接行けるということで、かなり利便性が上がるものになるということでご意見をいただいております。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） それでは、2項目目の地元タクシー会社との合意と車種についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 地元タクシー会社との合意、そして車種ということですが、デマンド型乗り合いタクシー導入に係る地元タクシー会社との合意形成につきましては、現在、「さざんか号」及び「わたりん号」の運行を委託しております「マルワタクシー」、また同様に「わたりん号」や震災後のスクールバス運行の実績がある「常南タクシー」が公共サービスを業務委託する上で適していると判断しており、現在、その2社と運行に向けまして、概要や業務委託の内容など、より詳細な項目につきまして慎重に協議を重ねている状況であります。おおむね了解を得られており合意形成が図られていると認識しております。

また、デマンド型乗り合いタクシーにて利用する車種につきましては、それぞれの会社から2台、合計4台での運行を予定しており、全て乗客が4人乗りのセダン型タクシーで運行を予定しております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） デマンド交通が適正に機能するためには、タクシー業者、福祉輸送サービス業者、亶理町では介護タクシー等も含めて5社があるわけがございます。その辺の明確な役割分担、共通認識を持つ必要があると思います。タクシー業者と

はすみ分けを行って、町との信頼関係が求められておりますので、岩沼市ではタクシー、介護タクシーのすみ分けとして、自分で乗車できる方をデマンドのほうで利用させているということでございます。それと、乗り合いタクシーを使うということでもありますので、一目でわかる目印ですか、ステッカー等、そういうことは亙理町ではどう考えているのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、その件に関しましては、今準備を進めています企画財政課よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 済みません、もう一度質問よろしいですか。最初のほうの質問もう一度、済みません、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 介護タクシーとのすみ分けとして、自分で、例えば介護の人たちまで乗せるということじゃなくて、自分で乗れる方を利用者というふうに定めている。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 大変申しわけありません。まず、乗れる方につきましては、基本的には今議員おっしゃいますとおり、ご自分で乗れる方、そういう方を基本にしております。ただ、介護者がつく場合につきましては、そういった方も乗れることになっておりますが、介護をする方については当然介護者として乗る分の運賃というのはいただくという考え方になっております。

また、ステッカー等については、まだそこまで詰めているところではないのですが、何らかわかるような目印になるようなものはつけていきたいと考えてございます。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） それでは、3項目の委託料と運行エリア及び利用料金についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、委託料と運行エリア、そして利用料金ということでございますが、デマンド型乗り合いタクシーの運行に係る委託料につきましては、さきの質問で回答しましたとおり、現在、地元タクシー事業者と慎重に協議を進めており、

その積算につきましては、近隣のデマンドタクシー導入市町村の委託料や委託を予定している地元タクシー事業者の通常タクシー業務の平日の売り上げ等を参考にしながら試算をしており、今般の定例会においてはその予算案を計上をさせていただいております。

運行エリアにつきましては、亘理町内全域を予定しておりまして、亘理町内であれば、どこからでも、どこに向けてでも利用可能とする内容で検討しております。

利用料金につきましては、現行の案で、大人400円、小中学生及び利用が見込まれる年齢層の75歳以上が半額の200円という料金設定を考えており、そのほか未就学児については無料とし、さらに65歳以上の方で運転免許証を自主返納された方につきましては、現在、その詳細な運用を亘理警察署と協議させていただいておりますが、1年間は無償にて利用できる内容で調整をしております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 委託料については平日の売り上げでの試算を検討しているということですが、実は岩沼市に行きまして内容をちょっと聞いてきたわけですが、また、ホームページ、石川県の能登町、そこでは今言ったように、運賃収入の合計額を差し引いた収支決算額に対する助成ということで行っているということですが、岩沼に行きまして聞いたところも同じような、能登町と同じように運賃収入の合計を差し引いた、収入は自分のところでいただいて、差し引いた分を収支決算額を、岩沼ですと年間3社に、2社と言ったのですか、2社で1,400万円の計上がされている。

亘理町ですと「わたりん号」の予算化、決算でございますけれども、約1,000万円くらいになっているんですかね、そんなことでありますので、その辺十分に活用して、少しでも低廉で委託できるようにしていただければというふうに思います。

そして、また利用者の登録カードの導入についてなのですが、山形県の飯豊町では「ほほえみカード」、福島県の旧保原町では「のってみっカー」というカード、それを名前をつけて、中には登録料として2,000円をいただいて運営費の一部に充てているというところもありますので、そのあたりを参考にされてはということですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それに関しましては、準備をしております企画財政課のほうにお答

えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 利用者のカードということでのお話だと思っておりますけれども、県内自治体いろいろ導入しているところがございます、カード等利用を導入しているところもあるのですが、現時点で今、亶理町のほうで考えているものについては、そのカード等は今のところは考えていない状況です。ただ、やはり番号等を登録等する上に当たって、やはりそういうのがあったほうがいいのかという面もございまして、今後その辺も詰めていきたいと思っておりますが、その際にそういう名称等についても改めて検討していきたいと考えてございます。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） それでは、次の4項目の利用者対象と運行時間帯及び共通乗車場設置はどういうふうになっているのかお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 利用対象者といたしましては、町内における交通弱者の足の確保、交通空白地域の解消を目的としていることから、本町の住民登録者で事前に利用者登録のある方を対象として考えております。

また、運行時間帯につきましては、平日のみで予約便を指定することを検討しており、具体的には、1時間おきに予約便を指定し、時間帯については朝8時から15時まで計7便、1日4台ですので28便を検討しているところでございます。

共通乗車場所につきましては、特に設けず、さきの質問で回答しましたとおり、亶理町内であれば、どこからでも、どこへでも利用可能とし、利便性の高い内容となっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） そこで、大和町では市街地乗降指定所、例えば公共施設、医療機関、金融機関、商業施設と行っております。岩沼市でも東西というか、市街が真ん中にあるわけですので、西側と東側両方からというふうなことで、そして利用場所を決めております。そういうことになって、利用目的、利用者の限定をすることで、例えば委託料単価が上がってくるとか、配車台数を抑えることができるというふうに、調べている中に出てきているわけです。ある程度デマンド乗り合いタクシーの利用には一定条件をつけることが必要であるというふうなことがうたわれておりますの

で、今後の運用面で共通乗車場設置、例えば最後まで4人乗ったら、最後までこのデマンドタクシーが動くわけですよ。ある程度近くに来て共通のところまで二、三人おれば、また何ていうのですか、回転がよくなるのかなというふうには思うのですけれども、そんなことで多分、ほかの市町村では指定所を設けてやっているということでございます。

岩沼のこれが、デマンドのチラシでございます。その中で、岩沼ですと、42カ所、こういうところでおられますよと、クリニックとかスーパーとか、そういうところがいっぱい載っているわけです。そういうところの近くまで行っておろしていくというふうな、亘理も中心地に郡部のほうから移動する手段ということでのデマンドタクシーの導入、交通不便者の、導入に踏み切ったと思うのですけれども、その辺もひとつ考えていただければというふうに思います。どうですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 乗降ポイントの関係かと思えますけれども、今現在、県内のほうで15市町ほどデマンドタクシーのほう、運行してございます。こちらのほうも実際どうするかということで一応データをとったところ、そのうちの乗降ポイントを設けているところが7市町ほどございました。残りについてはなしという考え方になってくるかと思うのですけれども、その中で亘理町のほうでも考えたときに、やはりドア・ツー・ドアということで、目的地まで自宅から移動なしに行けるということ、利用者の利便性というのをまず第一に考えまして、今のところ、あくまでそちらのポイントは設けずに進めていきたいということで計画してございます。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 利用対象者の利用率を上げて、収入も上がってくるわけです。そういう意味でも、住民周知、先ほどのやつですけれども住民周知を図って、あと主要な、岩沼ですと東部と西部の地域の方に説明会を開催しておられるということを知ったわけでございます。そういうことも十分に参考にさせて、何か1人で乗る、利用の電話がなくて1人で乗ってくる方もおられると。そうすると400円で載ってくるわけですね。そうすると効率が悪くなる。悪くなったって1回当たりの、何ていうのですか、乗車ということになって費用がかかってくるわけですね。ですから、利用率を上げる工夫が必要だというふうに助言していただいていたわけですから

も、その辺の考えはどうか。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 利用率、当然そういうことも今後考えていかなければならないと思うのですけれども、まだちょっと今から始まる制度ということもありまして、まずは今計画しているので進めさせていただいて、その後やはりいろいろ問題点が出てくれば、いろいろ改善していききたいなというふうには考えてございます。以上になります。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） 5項目の配車システムの導入についてお伺いをいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 現在、検討しておりますデマンド型乗り合いタクシーの運行につきましては、さきの質問に回答しましたとおり、利用希望者は事前に利用者登録のある方と限定していること、またエリアが町内全域であり、特に乗降ポイントを設けていないことから、予約に係る配車システムの導入は必要不可欠であると考えております。機能としましては、登録者の管理、配車や予約者の乗り合いルートを作成、利用実績データの作成等を基本機能としており、事業者選定に向けて準備をしているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） その中で、近年 I Tを活用した N T T方式のシステム導入をしている市町村がある、多いということでございますけれども、費用が高いとかということをお伺っております。一方で、東京大学で開発した新しいデマンド交通システム、それが費用が安く抑えられるということで、予約時間・到達時刻の保証、予約のある病院通院、鉄道の乗り継ぎ、その辺あたりが、検討する上で1つの選択肢として期待されて導入し始めているというふうなことを聞いたわけです。今後、こういうのも活用する手法もあるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その件に関しましては、準備を進めている企画財政課のほうよりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 配車システムにつきましては、今議員おっしゃるとおり、NTT等、そういうところのお話も当然聞いてございます。一応今年度、令和2年度の前算で540万円ぐらいの単年度でいくと使用料といいますか、リース料を計上させていただきますいておりますけれども、一応複数社から見積もりをとりまして計上させていただきますいております。

ただ、やはり今後進めるに当たって、経費のほうはできるだけ下げる形で、費用対効果を上げる形で進めていきたいと考えてございますので、来年度に入ってから業務になるかと思っておりますけれども、そちらを選定の際には、そういったことも参考にさせていただきまして、今後進めていきたいと思っております。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 6項目目の国事業補助金活用についてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） デマンド型乗り合いタクシーを導入する上での国庫補助事業の補助制度は現在はないものの、地方バス路線の運行維持に要する経費については、料金収入やその他の補助金額を除いた費用の約8割が特別交付税措置の対象となっております。

なお、宮城県独自の補助制度としまして、宮城県バス運行維持対策費補助制度がございますので、こちらのほうも申請を予定をしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 国のほうでの公共交通活性化・再生総合事業、それが創設されて、それですと補助率2分の1、運行関係の2分の1ということでございますが、今答弁のその特別交付税の中で費用の8割を交付されると。さらには、宮城県でバス運行維持対策費補助金というのが、それも活用してやっていくというふうな答弁もいただきましたので、この辺、活用して運行経費削減に努めていただきたいというふうに思います。

それでは、7項目目の費用負担のあり方と効率的な運行及びタクシー乗車の経営圧迫回避についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） デマンド型乗り合いタクシー運行に係る費用負担のあり方につきましては、特に運行に係る委託料の割合が大きくなりますが、さきの質問で回答させ

ていただきましたとおり、近隣のデマンドタクシー導入市町村の委託料や地元タクシー事業者の通常タクシー業務の売り上げ等を参考に費用について協議・検討をさせていただいているところでございます。

また、ご質問の効率的な運行につきましては、配車システムについて、運行ルートを作成でき、かつ地元タクシー事業者に委託することで町内運行におけるノウハウを生かした運行ができることから、効率的に実施できるものと考えております。

地元タクシー事業者の経営圧迫回避策につきましては、通常のタクシー業務により近いサービス内容になり経営への圧迫が想定されますが、デマンド型乗り合いタクシー運行につきましては、完全予約制や事前登録者のみ利用可能など一定の制約を設けることで、緊急性や即行性、機動性をあわせ持つ通常のタクシー業務との区別化が図られ、また土日・祝祭日は運行せず、さらに町外への利用はできないことから、通常のタクシー業務の経営には大きな影響はないものと想定をしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 導入されている市町村の売り上げ等を協議して検討されているというところでございますが、この費用の負担について、財政負担を伴わない財源確保というのをいろいろ検討されていると思うのですけれども、試算、必要な人数、利用者設定というのはどのぐらい、試算内容についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうも、準備を進めています企画財政課よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 現在の試算といたしますか、今考えているものにつきましては、こちらは委託料のほうを年額で2,270万円程度の委託料を計画しております。こちらの内容につきましては、先ほども町長が答弁しておりますとおり、あくまでもこちらは経営を圧迫しない内容、またはタクシー業者の1日当たりの費用というのを計算しまして、それでタクシー業者と今協議している最中でございます。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 委託料予算2,270万円予定ということでございますが、やはり効率

的な運行を行って、お互いがメリットが生まれる、例えばタクシー乗車であれば、日中の時間に限って乗車地点、交通弱者を同乗させて、同乗者が割り勘で相乗りできる、タクシー会社が中心になって運行するというところでございますので、交通弱者にとっては料金的なメリット、タクシー業者については稼働率アップにつながるということでございますので、その辺十分に検討されて、効率のよい運行にしていただきたいというふうに思います。

デマンドバス運行で、高齢者の足、買い物の利便性など生活の質の維持を重視して取り組んでいただき、生活しやすいまちづくりの実現に向けて取り組みを期待をいたしまして、1問目を終わりにいたします。

続きまして、第2問目の文化財活用と継承についてをお伺いいたします。

文化財はその地域に暮らす人々の心のよりどころでございます。亘理町立郷土資料館は、亘理町の歴史や受け継がれてきた人々の暮らしぶりを後世に伝えるために資料の収集や調査・研究を重ねてきていますが、現在、担当部署の学芸員に欠員が生じ、今後の文化財保護活動が危惧されているところでございます。そこで、以下についてお伺いをいたします。

1 項目目の調査・研究した資料の継承についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） これに関しましては、教育長のほうより答弁をさせていただきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 郷土資料館学芸員としての調査・研究は、常設展示資料や企画展のテーマ、内容、また観覧者や歴史を学ぶ町民の人々の問い合わせに応じて行っております。調査の成果は、展示内容に反映させ、問い合わせ者への回答を職員間で共有をしております。

歴史分野を担当していた職員が1名減員となりましたが、亘理伊達家関連の基礎資料は継承されているものの、それをどのように活用するべきか、また収蔵しております古文書の読み下しなどにおいて専門知識が必要とされる部分につきましては、今後、専門家の指導・協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） そこで、平成14年6月に伊達成実亘理入府400年記念誌が発行され

たわけでございます。皆さんご存じだと思いますけれども、編集に当たっては、伊達成実公第一研究者である福島大学の名誉教授小林清治先生からのご指導と、執筆に携わっていた亘理町町史編さん員の渡邊昭一氏、鈴木稔先生、郷土資料館学芸員の菅野達雄氏の全面的な協力を得て完成したと、後書きに書かれております。伊達成実公入府の祈念交流サミット、亘理町で開催したわけですが、成実公の記念誌としてそのとき配布をして理解をしていただいたわけでございます。

この編集に携わった有能な方々が亡くなっております。大変残念で、亘理町は大きな財産を失った思いであります。この執筆資料は保存されているのかどうか、また郷土資料館町民講座「ものしり大学院」があるわけでございますけれども、毎回100人前後の聴講者があって、人気講座であります。郷土亘理をさまざまな分野で講師を招いて郷土史を学び知識を深めていますが、これらの資料等は継承されているのかどうかお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） これにつきましては、生涯学習の課長のほうから答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今ご質問にありました、平成14年度に実施しました伊達成実公の記念誌発行事業に関する執筆資料につきましては、全て大切に保管しているという状況でございます。また、伊達氏に関する資料につきましては、同一の書庫におさめて大切に保管しているという状況でございますので、今後、これらの資料につきましても、将来にわたって継承していかなければならないと考えているところでございます。

もう一つ、ものしり大学院の関係ということでの質問だったと思うのですが、ものしり大学院につきましては、多くの講師の方をお呼びして実施しているところでございます。ただし、最近の講演の内容はパワーポイント、そういうものを利用して話される傾向がございます。それで、写真とかデータの著作の関係で、講座の記録集ということでの刊行は、現在のところ1種だけのみにとどまっているというような状況でございます。現時点では受講者に配付されておりますレジュメ資料を継承するにとどまっているというのが現状でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） これらは大切な資料でございますので、十分保存されていただきました

いというふうに思います。

2項目の姉妹都市「伊達市」など、文化財保護に影響はあるのかどうかお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 姉妹都市伊達市との歴史的なつながりにおける文化財調査においては、歴史学に限らず必要に応じて情報交換をしておりますので、支障は生じておりません。

文化財保護につきましては、文化財マップを発行し町内外に広く周知し、また町内全小学6年生に対しまして、町の主要な文化財を見学する文化財めぐりを実施し、文化財の保護保全に対する意識の高揚を図っております。また、文化財標柱の設置や有形文化財修復事業等の文化財保護業務につきましては年次計画に沿って行っていることから、文化財保護業務等への影響は出ておりません。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 支障が出ていないということですが、この先ほど申しました記念誌作成に当たっているいろいろとご指導・協力いただいた、前の仙台市博物館の館長の濱田直嗣先生とか、伊達市開拓記念館の伊達君代様とか、宮城県の図書館、さらには諸資料を提供いただいた文化財保護専門の先生、関係機関との連携が、文化財保護には関係機関との連携が大変重要でございます。

また、藤原経清、平安時代中期、陸奥国亘理郡の豪族でありました。平泉、さらには奥州市等々の関係もあるわけでございます。この辺あたりの影響は出ていないのかお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） これにつきましても、亘理町側では奥州藤原氏初代清衡の父、藤原経清として取り上げておりますので、郷土資料館の映像のリニューアルのときに、関係各位のところから協力を賜っております。公的機関におきましても相互に協力するのが常となっておりますので、特に影響は出ておりません。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） では、3項目の次世代に継承するためにも専門職「学芸員」の採用についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらに関しましては人事の件もありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

学芸員につきましては、博物館等の資料の収集、保管、展示及び調査研究、それに関連する事業をつかさどる専門的な職でございます。現在、本町におきましては亘理町立郷土資料館に2名の学芸員を配置をしております。

私といたしましても、本町の文化遺産を次世代に正しく継承していくことは必要であると認識をしておりますので、令和2年度に専門職である学芸員の採用試験を実施し、減員分を補充していきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 次世代に引き継ぐためにも、答弁がありましたように、令和2年度で採用に向けて、採用していくということでございます。早く採用していただきたいというふうに思います。

先ほどから言っております亘理伊達成実公の記念誌の中で、鈴木稔先生の後書きで、伊達成実公の前半生、伊達政宗と行動をともにしていたころの資料、文献資料は多くあるが、後半生の亘理の侍者として偉大な業績があった時期についてのものは非常に少ないと、大変苦勞したということでございます。これは北海道移住等のために資料が散逸したという事情があったためというふうに思われるというふうに言われております。今後、この欠落を補うような資料の発掘・保全に全力を尽くすべきというふうに思っております。

また、中世の亘理、鎌倉から戦国時代にわたる400年間、亘理武石氏が治めていた土地であります。しかし、亘理氏については情報は少なく、明らかになっていることが少ないわけでございます。中世の亘理を考える上で、豊臣秀吉が全国統一したときに伊達政宗が領地がえのとき、亘理氏は涌谷に転封になったわけでございます。周辺地域の状況を知ることは、亘理を研究する上でも大変重要であるということで、鎌倉時代研究者の東北学院大学教授の七海雅人氏、ものしり大学院の講演で発言されております。

資料の発掘・保全に全力を尽くすためにも、専門学芸員の早期の採用が必要ということで、先ほど令和2年に採用していくということでございますので、採用応募がなかったということじゃなくて、あらゆることを駆使して採用していただきたいというふうに考えております。

それでは、第4項目目の今後の文化財保護と文化財を活用した地域振興・観光等の取り組みについてをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今後の文化財を活用した地域振興・観光の取り組みということでございますが、国指定史跡、県指定文化財、町指定文化財以外の文化財保護につきましては、地域の歴史や文化に関心が向けられ後世に伝えられるよう、ものしり大学院などの講演会や出前講座、郷土資料館広報紙などで引き続き啓発を図ってまいります。

文化財の活用につきましては、伊達成実霊屋のご開帳を年2回にとどまらず、町主催行事等においても実施する予定でいるほか、修学旅行生の研修のためのご開帳を行うなど、亙理の歴史を肌で感じる機会をつくり、地域振興に結びつけてまいりたいと考えております。

また、伊達成実のキャラクターと地場産品のコラボレーション品の実現へ向けても協力し、今後もこのような地域振興につながる企画には協力してまいりたいと考えております。

観光等の取り組みにつきましては、以前から申し上げているとおり、文化財は重要な観光資源と捉えております。

現在、今年の春先オープンを目標としておりますレンタサイクルのお勧めコースとして「亙理伊達家コース」を設定し、パンフレットの作成を行っておりますが、その中で各ポイントの施設にQRコードを配置し、スマートフォンなどで読み取ると観光サイト「ぶらっとわたり」と連携することができ、施設の詳細を見ることができるといったものでございます。

また、本町の寺院にお聞きしましたところ、ご朱印を求められることも多くなっており、時折、外国の方もお越しになるとのことでもございました。

このように、レンタサイクルの運営とともに、文化財を初めとする「街歩き」の楽しみ方についても今後検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 活用を通してレンタサイクルお勧めコース等で観光サイト「ぶらっとわたり」と連携しながらというふうに回答をいただきました。大変より取り組みだというふうに思っております。スマートフォンを活用した文化財案内アプリの活

用、多賀城の「歴史なび多賀城」でも行っておりますので、その辺の文化財歩きの推進に参考にさせていただきたいというふうに思います。

そこで、地域振興・観光等の活用の取り組みで、先ほど伊達成実キャラクターでございますけれども、地場産品とのコラボレーション企画ということで、地域振興に結びつけていくということでございますが、1つの案でございますけれども、例えば亘理のイチゴが「仙台いちご」として出されております。そういうイチゴパッケージとか、郷土はらこ飯、さらにはほっき飯の包装、さらには亘理の焼きガレイ、そういうもののパッケージにワンポイントとして伊達成実キャラクターを取り入れて地域振興につなげるのも一案ではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しましては、担当しております商工観光課長よりお答えをさせていただきますと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 大変ありがたいアドバイスといたしますか、ヒントでございますけれども、実際問題といたしまして、そういったイチゴのパッケージを初め、はらこ飯、ほっき飯等の包装等に使われているものは、各事業者のほうで用意したものでございますので、そのデザインをもう一度一から作り直すということは、もう一度そのデザインなり、あと版をつくるということになりますので、実際に費用がかかってしまうということで、今後それに対して町のほうでどのような取り組み、支援ができるのかということも含めて考えてみたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） パッケージと言いましたが、例えばシール、成実キャラクターのワンポイントシールを張って、これは亘理もんだというふうなことをPRするのも1つかというふうに思います。

それで、次に今後の地域文化保護についてでございますけれども、亘理獅子舞の復活、由来は、ちょっと申し上げますと、亘理獅子舞は江戸時代の慶長年間に初代亘理領主伊達成実夫人の岩城御前、この方は須賀川城主の二階堂方から出ております。こし入れの際に須賀川から管内に伝わる三匹の獅子舞を亘理町に伝えたのが始まりというふうにされております。正月の厄払い、豊作の予祝というのですか、あ

と神社の祭りのほかに、領主の墓前でも踊られてきたが、一時期衰退をして復活して、その後、館南地区の有志が亙理獅子舞保存会を結成して今日に至って、昭和62年ですか、亙理の指定無形文化財になったわけでございます。現在は後継者不足として保存会の活動が中止しておりますことから、館南からの獅子舞の道具類が資料館に寄贈されて展示されておるところでございます。

町指定文化財の亙理獅子舞、これの再復活に向けて行うべきだというふうに思いますけれども、教育長、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） この亙理獅子舞を再復活を望んで、休止状態にあっても、この指定の解除をせずこれまでおったわけですがけれども、後継者不足等いろんな状況から見て、また休止から30年もたっているというところがございますと、再復活は現在のところは厳しいと、難しいというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、活動中の2つの町指定無形民俗文化財も後継者不足の問題を抱えておりますので、まずこちらのほうの芸能が絶やされずに保存・継承されるよう力を注いでいきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 地域の文化財保護の担い手、やはり継承していくには、市町村の文化財の分野の足腰が弱いというふうに指摘されております。これまでの文化財の有能の方々が他界されたりというふうな状況でございます。そういうことで、地域の文化財保存のリーダー、コーディネーターをどう育てるのか、大きな問題と私は思っているわけでございますけれども、そこでシニア層の活用、雇用拡大、その辺について教育長の見解はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） シニアの世代の方々に歴史に非常に興味を持たれている方がたくさんおられることは承知をしているところでございます。ただ、現在のところはその文化財のガイドは、多分大体がボランティアでやられている方かなというふうに思いますので、雇用となりますとそれ相応のこのレベルが必要になってくると思いますので、この部分の養成等も含めまして、なかなか現在では難しいかな、つまり雇用拡大に結びつくのは、現在のところは難しいかなというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 亶理町は古代から陸奥国亶理郡が置かれ、亶理成実が城下町として発展した町で、多くの文化財が存在しております。これらの文化財はその地域に暮らす人々の心のよりどころとして、町のDNAであり、さらには地域のコミュニティーを形成する上で、極めて重要なものであります。次世代に継承していくことが求められていることを申し上げ、私の一般質問を終了いたします。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤正司議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告6番までとし、通告7番からの一般質問は3月4日行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は3月4日午前10時から継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時08分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亶理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 邦 昭

署名議員 小野 一 雄